

南関町地域防災計画

資料編

令和 7 年 5 月

南関町防災会議

目次

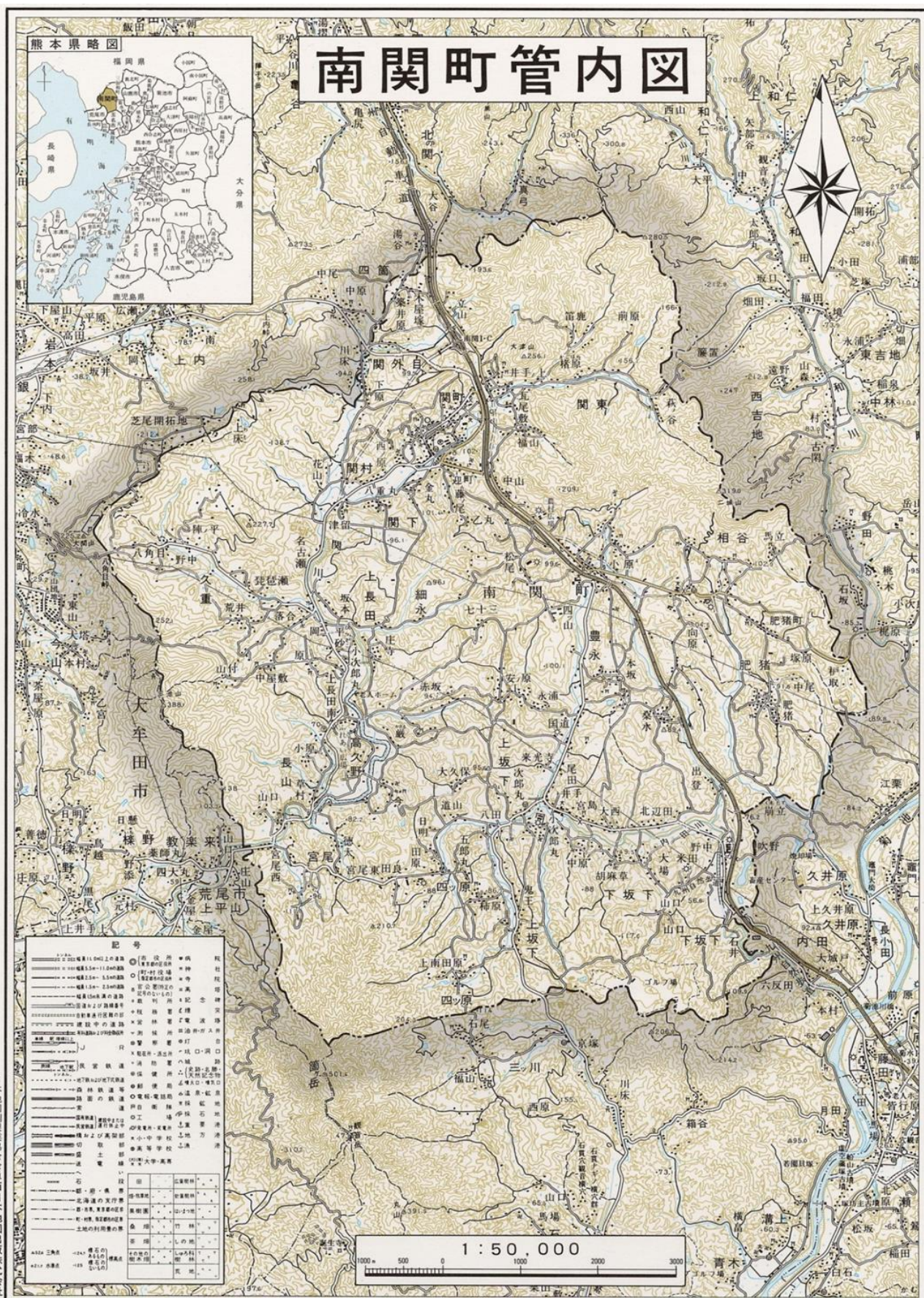
南関町管内地図	1
気象予警報等の伝達系統	2
1. 気象予警報等の伝達系統	2
2. 地震に関する情報の伝達系統	2
3. 気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統図	3
特別警報・警報・注意報の基準	4
(1)気象等に関する特別警報の発表基準	4
(2)津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準	4
(3)南関町各種注意報・警報等発表基準	5
(4)緊急地震速報（警報）	7
自主防災組織	8
自主防災活動資料	9
被害報告	9
融資等	17
地震（活断層）	24
南関町に影響を及ぼす断層	24
熊本地震における南関町の震度データ	26
南関町で想定される地震	28
その他	29
南関町周辺の活断層	30
避難所一覧	31
避難施設における耐震化状況	32
土砂災害警戒情報	33
土砂災害警戒区域	33
洪水浸水想定区域	43
ため池	43
熊本県（農村振興局所管）が管理する地すべり防止区域指定箇所（南関町抜粋）	44
ハザードマップ	44
緊急離着陸場予定地および発着基準	46
ヘリコプター発着場の設置基準	46
危険物等	47
災害拠点病院、災害派遣医療チームの状況	48
災害派遣精神医療チームの状況	48
災害ボランティア	49

気象観測施設一覧.....	50
河川カメラ	50
雨量観測局	52
水位観測局	52
熊本地方気象台気象観測所.....	53
重要水防箇所（県知事管理区間河川の部）	53
通信.....	54
全国瞬時警報システム（J－A L E R T）通報基準及び文言一覧.....	54
衛星回線.....	55
防災行政無線 屋外子局	55
防災行政無線 戸別受信機.....	55
愛情ねっと（登録制メール）	55
気象関係資料	56
台風.....	56
気象庁：キキクル（危険度分布）	56
災害等の発生状況.....	57
災害時協定.....	59
災害対策用資器材一覧.....	61
その他資料	63

南関町管内地図

平成八年一月

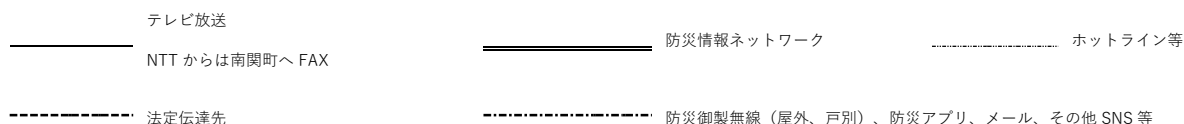
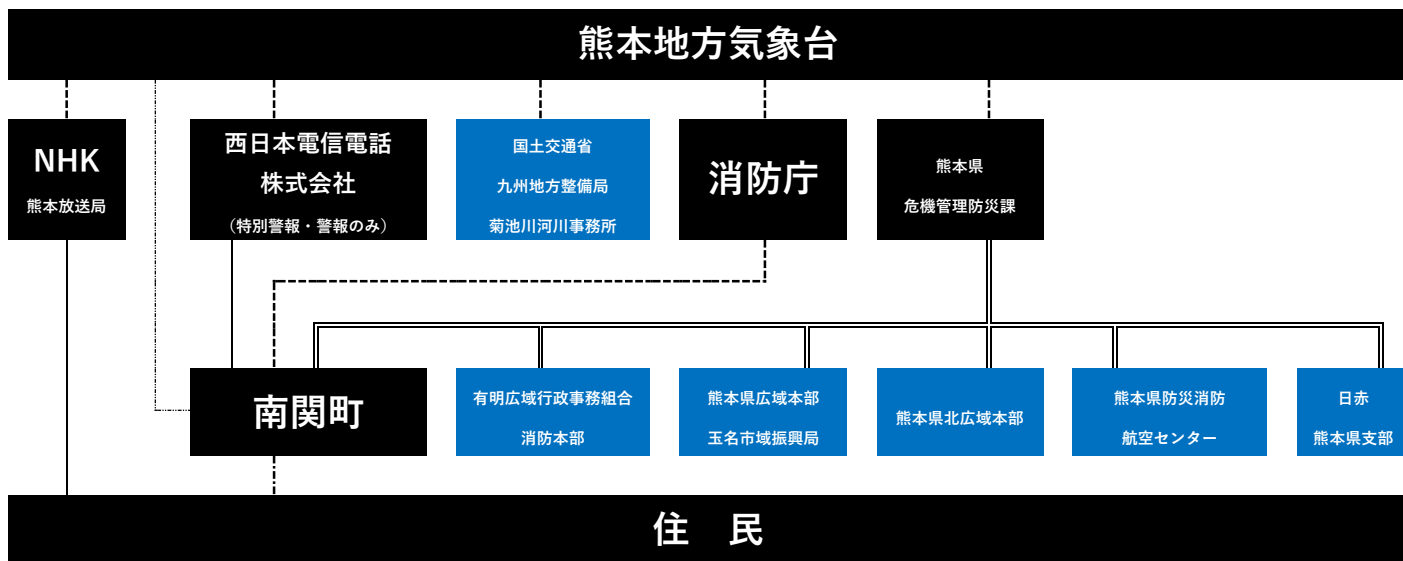
熊本県南関町役場



「この地図は、建設省国土院院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平七九複、第476号)」

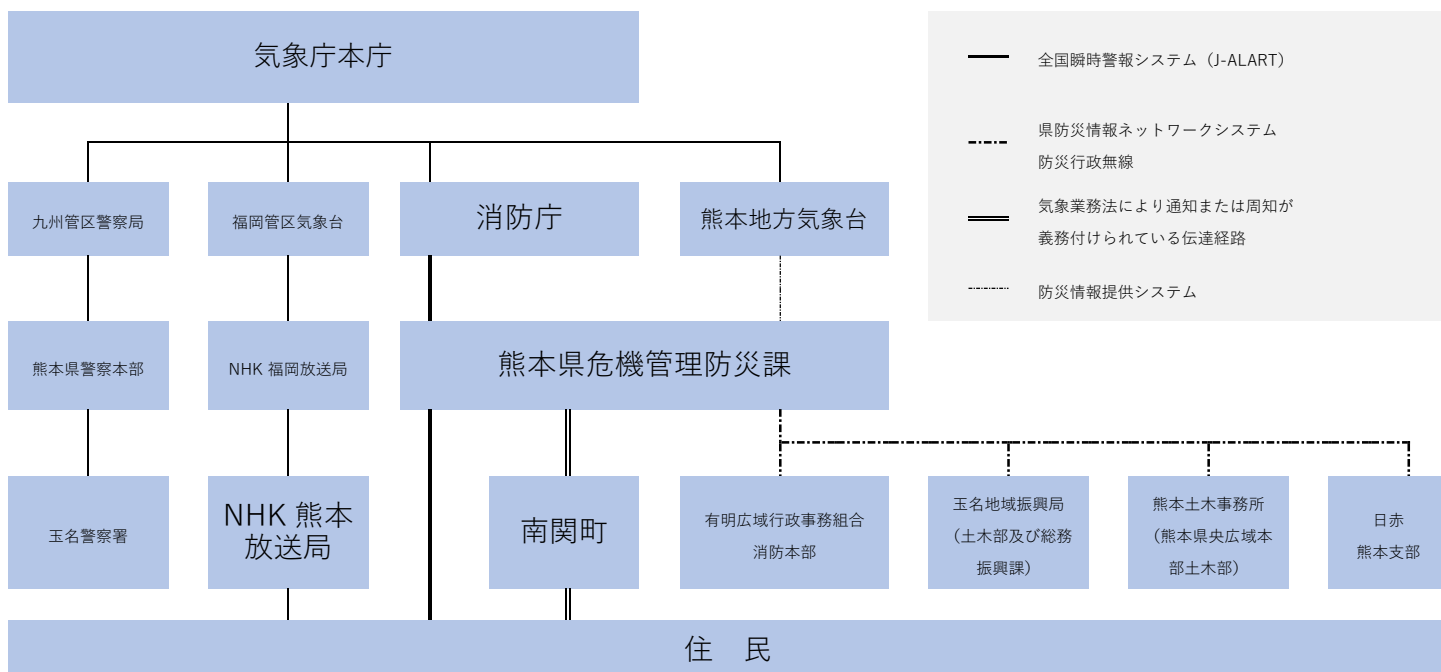
気象予警報等の伝達系統

1. 気象予警報等の伝達系統



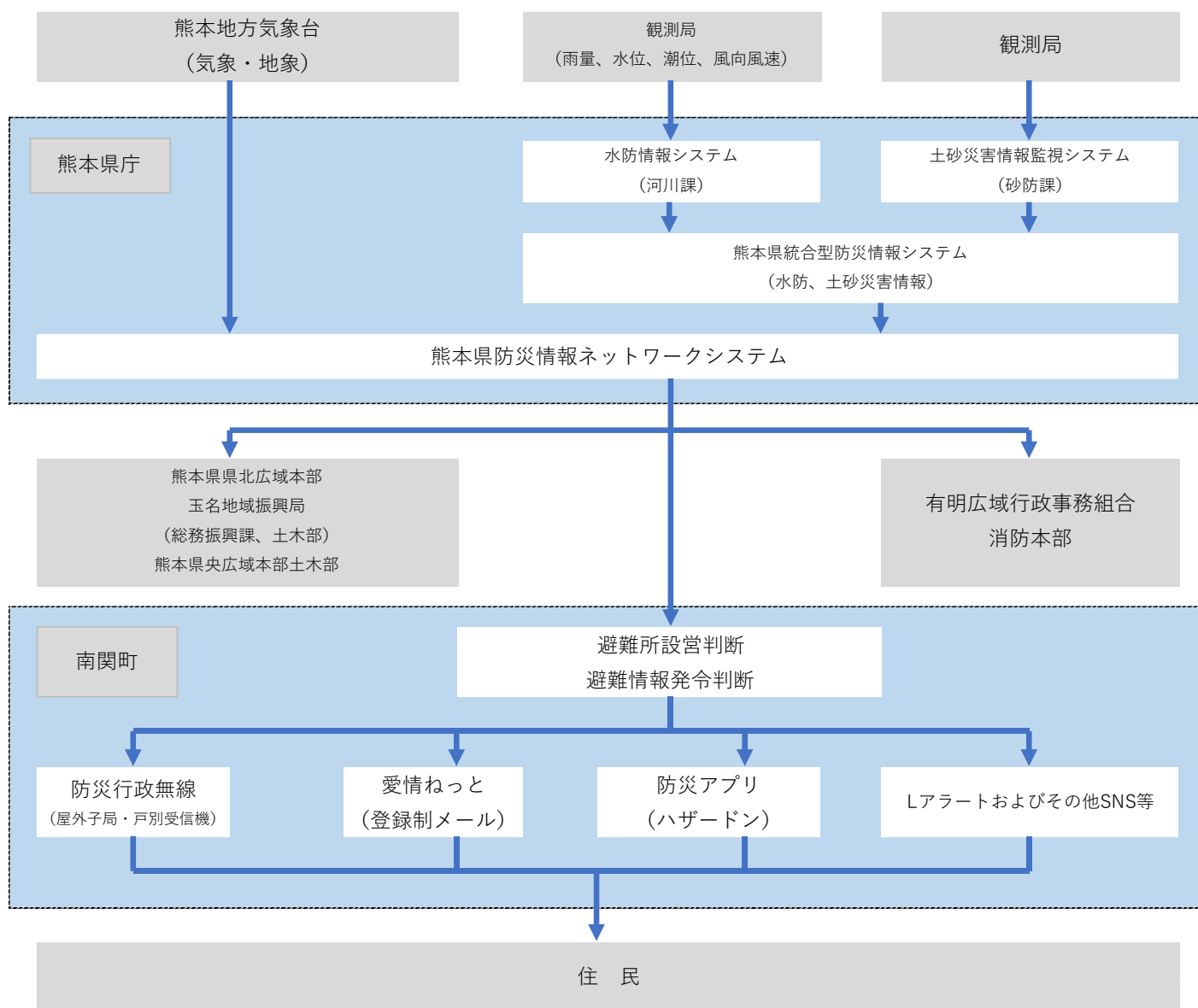
※ 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、南関町は住民への周知措置が、それぞれ義務付けられている。

2. 地震に関する情報の伝達系統



※本町から住民への周知については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線が自動連携することで伝達される。

3. 気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統図



※ 住民への周知については、広報車等や消防団および自主防災組織を通して行う事も検討すること。

特別警報・警報・注意報の基準

(1)気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に1度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実施および予想に基づいて判断をします。

※高潮・波浪については、南関町の地域の性質上削除しています。

※熊本県地域防災計画（資料編）より引用

(2)津波・火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表基準

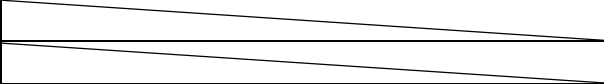
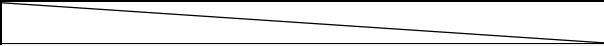
現象の種類	基 準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

※熊本県地域防災計画（資料編）より引用

(3)南関町各種注意報・警報等発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 熊本地方気象台

南関町	府県予報区		熊本県	
	一次細分区域		熊本地方	
	市町村等をまとめた地域		荒尾玉名	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	25
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	201
	洪水		流域雨量指数基準	関川流域＝10.7　,　琵琶瀬川流域＝5.6
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	20m/ s
	暴風雪		平均風速	20m/ s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	122
	洪水		流域雨量指数基準	関川流域＝8.5　,　琵琶瀬川流域＝4.4
			複合基準※1	琵琶瀬川流域＝（8, 3.6）
			指定河川洪水予報による基準	－
	強風		平均風速	10m/ s
	風雪		平均風速	10m/ s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 3 cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40％で、実効湿度 65％		
	なだれ	積雪の深さ 100 cm以上で、次のいずれか 1　気温 3℃以上の好天 2　低気圧等による降雨 3　降雪の深さ 30 cm以上		
	低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：平地で最低気温が－ 5 度以下		
	霜	11 月 20 日までの早霜、3 月 20 日以降の晩霜　最低気温 3℃以下		
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温－ 2℃～ 2℃		
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	110 mm

※1　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※参考：「気象庁 | 警報・注意報発表基準一覧表」より

○警戒レベルと避難のタイミング

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	防災気象情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 【市町村発令】	大雨特別警報 氾濫発生情報 【暴風特別警報※2】
～警戒レベル4までに必ず避難～				
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 【市町村発令】	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮警報・特別警報
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ●避難に時間のかかる要配慮者（高齢者・障がい者・乳幼児等）とその支援者は避難 ●高齢者等以外の人も危険を感じたら自主的に避難	高齢者等避難 【市町村発令】	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報 高潮注意報（警報の可能性） 【暴風警報※2】
2	気象状況 悪化	自分の避難行動を確認	大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 【気象台発表】	氾濫注意情報 [強風注意報※2]
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （警報級の可能性） 【気象台発表】	

※1 レベル5 は市町村が災害の状況を確実に把握できるわけではないため、必ず発表されるものではありません。

※2 暴風特別警報、暴風警報、強風注意報については、参考として記載しています。

(4)緊急地震速報(警報)

緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

○緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	群市区町村名
熊本県	熊本県熊本	熊本市 他22市町村（南関町含む）
	熊本県阿蘇	阿蘇市 他5町村
	熊本県阿蘇・芦北	天草市 他5市町
	熊本県球磨	人吉市 他9町村

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に緊急地震速報が間に合わない。

緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による南関町の防災行政無線を通して住民に伝達する。

緊急地震速報（警報）の利用

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたいときは、まずは自分の身を守る行動をとる必要がある。

情報受信の場所	具体的な避難対応の例
自宅・屋内	●頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる ●あわてて外に飛び出さない ●扉を開けて避難経路を確保する ●火の始末を行う。ただし火元から離れている場合は、無理して消火しない。
駅やデパートなど 集客施設	●館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ●あわてて出口・階段などに殺到しない。 ●吊り下がっている証明などの下からは離れる
町など屋外	●ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、近くから離れる。 ●建物からの壁・看板・ガラスなどの落下に備え、建物から離れる ●丈夫なビルの近くであれば、ビルの中に避難する
山や崖付近	●落石やがけ崩れに注意する
車の運転中	●あわててスピードを落とさない（急ブレーキを踏まない） ●ハザードランプを点灯し、道路の左側に停止する。●急ハンドルをさける

自主防災組織

令和6年4月1日現在 自主防災組織一覧

校区名	組織名	行政区名	校区名	組織名	行政区名
第一校区	関町	関町1区（宮の前）	第三校区	向原団地区	向原団地
		〃（上町上）	第二校区	久重北	久重北
		〃（上町下）		久重中	久重中
		〃（中町）		久重南	久重南
		関町3区（旭町）		上長田	上長田東
		〃（栄町）			上長田南
		〃（金屋）			上長田西
		谷丹保		西豊永	西豊永
		田町（上）		長山小原区	長山小原
		〃（中）		長山東草村区	長山東
		〃（下）		長山東徳太	
		関町4区（日の出町）		長山宮野原	長山西
		〃（前田一）		長山山口区	
		〃（前田二）		宮尾	宮尾東
		関町団地（樽々）			宮尾中
		〃（松風）			宮尾西
		〃（大津山）		細永北	細永北
	堀池園	堀池園		細永南	細永南
	萩の谷	萩の谷		今	今高久野（今）
	楮原	楮原		高久野	今高久野（高久野）
	前原笛鹿	前原笛鹿		高久野団地区	高久野団地
	井手の上	井手の上	第四校区	小次郎丸	小次郎丸
	古町	古町		鬼王	鬼王
	瓦屋敷	瓦屋敷		八田	八田
	福山	福山		道山	道山
	関外目	関外目1区（立山）		日明	日明
		関外目1区（木屋塚）		大久保	大久保
		関外目1区（築井原）		次郎丸	次郎丸
		北開		井手	井手
		下原		宮島	下坂下北（宮島）
	関村	関村		大西1	下坂下北（大西）
	津留	津留		大西2	下坂下北（大西）
	八重丸	八重丸		北の辺田西	下坂下北（北の辺田西）
	金丸	金丸		出登	下坂下北（出登）
	迎町	迎町		北の辺田東	北の辺田東
	藤の尾	藤の尾		米田	米田
	中山	中山		大場	大場
	新町	新町		胡麻草	胡麻草
	乙丸区	乙丸		中原	中原
	松尾	松尾		柴尾団地	柴尾団地
第三校区	小原	小原		田原	田原
	相谷	相谷		柿原	柿原
	肥猪町	肥猪町		上南田原	上南田原
	肥猪	肥猪	合計	組織数	行政区数
	東豊永区	東豊永		6 7	8 9
	向原	向原			
	定住促進住宅区	定住促進住宅			
	小原団地	小原団地			

自主防災活動資料



くまもとマイタイムライン・地域防災活動支援プログラム・作ってみよう地区防災計画は「熊本県ホームページ」で公開されている。

被害報告

1. 被害報告取扱要領

災害対策基本法、災害救助法、その他法令等の規定による災害に関する情報収集、被害報告（以下「被害報告等」という。）は、県における災害応急対策及び災害復旧の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に処理するものとし、この取扱いについては、下記の要領によって行うものとする。

1. 定義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。

2. 収集及び報告要領

(1) 南関町における措置

- ① 災害を覚知したときは、その災害の状況、災害に対してとるべき措置を熊本県防災情報共有システム（以下「共有システム」という。）に入力すること。また、共有システムが使用できない場合においては、**様式1号**を用いて報告すること。
- ② 災害による被害状況及び応急措置状況等を一定時間(特に指定しない場合には、毎日9時30分まで及び14時30分までの2回)に、共有システムの定時報告に入力すること（**様式2号**）。
- ③ 各部門別の被害状況については、管内の確実な被害状況等を取りまとめるうえ県等の出先機関に報告するものとする。この場合必ず南関町内の各部門主管課と連絡を密にし、被害報告等取扱責任者の決裁を得るものとする。

- ④ 同一災害による被害状況について、被害調査及び応急対策が終了した場合は、共有システムの定時報告入力の際に、備考欄に「確定」と入力すること。
- ⑤ 住民の避難状況を一定時間(特に指定しない場合には、毎日9時30分まで及び14時30分までの2回)に、共有システムに入力すること（様式4号）。
- ⑥ 毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況(災害年報(様式5号))を、4月1日現在で明らかになったものを4月5日までに広域本部・地域振興局に報告するものとする。

様式第 1 号

災 害 情 報			
災 害 の 種 類		災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	(グリッド番号)		
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			
(注意) 災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。 1. 人的被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等)を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 2. 住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等)を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5. 住民の避難について、自主避難・避難指示等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。			

災害名	
-----	--

市町村名		〇〇市町村														計	摘 要
区 分																	
1	人的被害	死 者	人													0	
		5 以下 災害関連死者	人													0	
		行方不明者	人													0	
		2	重傷者	人												0	
		3		軽傷者	人											0	
4	分類未確定	人												0			
5	全 壊	棟													0		
6		世帯												0			
7		人												0			
8	半 壊	棟													0		
9		世帯												0			
10		人												0			
11	床上浸水	棟													0		
12		世帯												0			
13		人												0			
14	床下浸水	棟													0		
15		世帯												0			
16		人												0			
17	一部破損	棟													0		
18		世帯												0			
19		人												0			
20	分類未確定	棟													0		
21		世帯												0			
22		人												0			
23	公共建物	棟													0		
24		その他	棟												0		
25		分類未確定	棟												0		
26	り災世帯数	世帯													0		
27	り災者数	人													0		
28	災害警戒本部等設置日時														0		
29	災害警戒本部等廃止日時														0		
30	災害対策本部設置日時														0		
31	災害対策本部廃止日時														0		
32	消防職員出動延人数														0		
33	消防団出動延人数														0		

市町村名(担当者名)		
報告日・時間		

[illegible]

- ・理別欄には、緊急安全確保(緊急)、避難指示(指示)、高齢者等避難(高齢者)、自主避難(自主)のいずれかを記載すること。
- ・世帯数、人数の欄には、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令した人数ではなく、報告時点の実質避難者数を記載すること。
- ・解除日時・帰宅日時は、最終結果報告の中で記載するものとする。
- ・避難者名簿作成の有無については、ドロップダウンリストから○作成済み、△作成中、×未作成のいずれかを選んで回答すること。

様式第5号 災害年報

都道府県

発生年月日			災害名					計
区分								
人的被害		死者	人					
		うち 災害関連死者	人					
		行方不明者	人					
		負傷者	重傷	人				
			軽傷	人				
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟						
		世帯						
		人						
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
その他の	田	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
	畑	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
	学校	箇所						
	病院	箇所						
	道路	箇所						
	橋りょう	箇所						
	河川	箇所						
	港湾	箇所						
	砂防	箇所						
	清掃施設	箇所						
	崖くずれ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	被害船舶	隻						
水道	戸							

発生年月日			災害名					計
区分								
その他	電 話	回線						
	電 気	戸						
	ガ ス	戸						
	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建 物	件						
	危 険 物	件						
	そ の 他	件						
り 災 世 帯 数		世帯						
り 災 者 数		人						
公 立 文 教 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
農 林 水 産 業 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
公 共 土 木 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()
小 計		千円	()	()	()	()	()	()
公共施設被害市町村数		団体						
その他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
そ の 他		千円						
被 害 総 額		千円						
都 道 府 県 災害対策本部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人	
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人	

1. 災害弔慰金の支給等

区分	災害弔慰金の支給	災 害 障 害 見 舞 金 の 支 給	災 害 援 護 資 金 の 貸 付	被災者生活再建支援 金																																		
適用災害規模（自然災害のみ）	(1) 一つの市町村内で住家の滅失した世 帯が5 以上の場合 (2) 県内で5 以上の世帯の居住が滅失した市町村が3 以上存在する場合 (3) 県内で災害救助法が適用された場合 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2 以上ある場合	(1) 災害弔慰金の支給の 対象となる災害の範囲 と同一災害の場合	(1) 県内で災害救助法が適用された 場合	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における災害 ② 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における災害 ③ 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）の区域における災害 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満のものに限る）の区域における災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住家全壊被害が発生した市町村（人口が 10 万人未満に限る）、2 世帯以上の住家全壊被害が発生した市町村（人口が 5 万人未満に限る）の区域における災害																																		
支給又は貸付の対象	(1) 災害により死亡した者の遺族 (2) 災害のやんだ後3ヶ月間その生死がわからない者の遺族 (3) 遺族の順位 ア 配偶者、子、父母、孫、祖父、母 イ アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記と同程度以上と認められるもの	市町村民税にかかる総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、長期譲渡所得、短期譲渡所得の金額の合計額が世帯に属する者1人の場合220万円、2人の場合430万円、3人の場合620万円、4人の場合730万円、5人以上の場合730万円に世帯全員が4人を超えて1人増加するごとに30万円を加算した額(ただし住居が滅失した場合は、1,270万円)以下の世帯で次の被害を受けた世帯主 (1) 世帯主が災害により療養期間が1月以上を要する負傷を負った場合 (2) 住家の全壊 半壊 (3) 家財の価値の1/3以上の損害	自然災害により (1) 居住する住宅が、全壊(全焼、全流出)した世帯 (2) 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯																																		
支給又は貸付額	(1) 死亡者が災害弔慰金を受けると世帯の生計を維持していた場合 500万円 (2) その他の場合 250万円	(1) 障害者が障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった当時において、その者の属する世帯の生計を主として維持していた場合 250万円 (2) その他の場合 125万円	①世帯主の1月以上の負傷150万円 ②家財の1／3以上の損害150万円 ③住居の半壊 170万円 ④住居の全壊 250万円 ⑤住居の滅失 350万円 ⑥①と②が重複した場合 250万円 ⑦①と③が重複した場合 270万円 ⑧①と④が重複した場合 350万円 ※被災した住家を建て直すに際し、その住家の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 ③の場合 250万円 ④又は⑦の場合 350万円	支給額は下表のとおり（単位：万円） 《複数世帯(世帯の構成員が複数の場合)》 <table><tr><th>住宅の被害程度</th><th>住宅の再建方法</th><th>支給限度額</th></tr><tr><td rowspan="3">全壊</td><td>建設・購入</td><td>300</td></tr><tr><td>補修</td><td>200</td></tr><tr><td>賃借</td><td>150</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊</td><td>建設・購入</td><td>250</td></tr><tr><td>補修</td><td>150</td></tr><tr><td>賃借</td><td>100</td></tr></table> 《単身世帯（世帯の構成員が単数の場合）》 <table><tr><th>住宅の被害程度</th><th>住宅の再建方法</th><th>支給限度額</th></tr><tr><td rowspan="3">全壊</td><td>建設・購入</td><td>225</td></tr><tr><td>補修</td><td>150</td></tr><tr><td>賃借</td><td>112.5</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊</td><td>建設・購入</td><td>187.5</td></tr><tr><td>補修</td><td>112.5</td></tr><tr><td>賃借</td><td>75</td></tr></table>	住宅の被害程度	住宅の再建方法	支給限度額	全壊	建設・購入	300	補修	200	賃借	150	大規模半壊	建設・購入	250	補修	150	賃借	100	住宅の被害程度	住宅の再建方法	支給限度額	全壊	建設・購入	225	補修	150	賃借	112.5	大規模半壊	建設・購入	187.5	補修	112.5	賃借	75
住宅の被害程度	住宅の再建方法	支給限度額																																				
全壊	建設・購入	300																																				
	補修	200																																				
	賃借	150																																				
大規模半壊	建設・購入	250																																				
	補修	150																																				
	賃借	100																																				
住宅の被害程度	住宅の再建方法	支給限度額																																				
全壊	建設・購入	225																																				
	補修	150																																				
	賃借	112.5																																				
大規模半壊	建設・購入	187.5																																				
	補修	112.5																																				
	賃借	75																																				
財源	国2／4、県1／4 市町村1／4	国2／4、県1／4 市町村1／4	国2/3 県1/3 →市町村へ無利子貸付	被災者生活再建支援基金(公益財団法人 都道府県センター管理) 1／2 国1／2																																		
その他			〔償還〕 借受人 → 市町村 3年措置を含む10年償還、利率は3％以内で市町村の条例で定める率 市町村 → 県11年で償還 → 国12年で償還 (申請) 借受人→市町村、災害発生の日の属する月の翌月から起算して3月以内																																			

2. 生活福祉資金及び母子福祉資金等の貸付方法

(1) 生活福祉資金の福祉資金

① 福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）

ア 貸付限度額の目安

1 世帯当たり 150万円以内

イ 償還期限

据置期間（6月以内）経過後7年以内

ウ 貸付利率

連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1. 5%

エ 申 込 期 間

被災日の属する月の翌月1日から6ヶ月以内

② 緊急小口資金（被災によって必要となる生活費）

ア 貸付限度額の日安

1世帯当り 10万円以内

イ 償 還 期 限

据置期間（2月以内）経過後12月以内

ウ 貸 付 利 率

連帯保証人不要：無利子

（2）母子父子寡婦福祉資金

① 事業開始資金

ア 貸付限 度 額 314万円

イ 償還期 限 7年以内

ウ 利 率 保証人あり：無利子、保証人なし：年1. 0%

② 事業継続資金

ア 貸付限度 額 157万円

イ 償還期 限 7年以内

ウ 利 率 保証人あり：無利子、保証人なし：年1. 0%

③ 住宅資金（被災の場合）

ア 貸付限度 額 200万円

イ 償還期 限 7年以内

ウ 利 率 保証人あり：無利子、保証人なし：年1. 0%

3. 災害時に利用可能な制度資金の概要（農林水産業）

I 農 業

1 新たな資金を必要とする場合

※利率は全て R4.4.18 現在

◆経営再建等

(1) 農林漁業セーフティネット資金
融資対象者：担い手農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半を占めている等） 資金使途：災害による被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金 法令に基づく処分等に伴う経営の維持安定に必要な資金 社会的・経済的環境の変化に伴う経営の維持安定に必要な資金 貸付限度額：600 万円（特認：年間経営費等の 12 分の 6 以内） 償還期間：15 年（うち据置 3 年）以内 貸付利率：0.18～0.45％ 債務保証：農業信用基金協会による債務保証適用なし 留意事項：市町村長による罹災証明書の添付が必要

◆農業施設・機械等の復旧

(2) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
融資対象者：農業を営む者 資金使途：農業施設・機械等の復旧、果樹の改植又は補植 貸付限度額：事業費の 80％又は 1 施設当たり 300 万円（特認 600 万円）のいずれか低い額 償還期間：15 年（うち据置 3 年）以内 果樹の改植又は補植については、25 年（うち据置 10 年）以内 貸付利率：0.18～0.45％ 債務保証：農協転貸の場合、農業信用基金協会による債務保証適用あり 留意事項：共同利用施設等の復旧には、農林漁業施設資金（共同利用施設）が利用可
(3) ①農業近代化資金又は②農業経営基盤強化資金（スーパー L）
融資対象者：①認定農業者及び一般の農業者 ②認定農業者 資金使途：農業施設・機械等の復旧 貸付限度額：①個人 1,800 万円（特認 2 億円）、法人 2 億円 ②個人 3 億円（特認 6 億円）、法人 10 億円（特認 30 億円） 償還期間：①施設 15 年（うち据置 7 年）以内、機械 7 年（うち据置 2 年）以内 ②25 年（うち据置 10 年）以内 貸付利率：①認定農業者 0.18～0.45％ （ただし、特例適用限度額は、個人 1,800 万円、法人 3,600 万円） 一般の農業者 0.50 ②0.18～0.50％ 債務保証：①農業信用基金協会による債務保証適用あり ②農協転貸の場合、農業信用基金協会による債務保証適用あり 留意事項：農業経営改善計画に基づいて行なう事業に限る

◆農地等の復旧

(4) 農業基盤整備資金	
融資対象者：	土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合）、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者、農業を営む者等がその構成員又はその出資等をしている法人・団体、農業振興法人
資金使途：	農地等の復旧
貸付限度額：	貸付けを受ける者が負担する額
償還期間：	25年（うち据置10年）以内
貸付利率：	0.18～0.50%
債務保証：	農協転貸の場合、農業信用基金協会による債務保証適用あり

2 既存借入金の返済が困難な場合

◆償還条件の緩和等

(1) 農業近代化資金

- ・ 法定償還期間（据置期間）内で、据置期間の延長、中間据置の設定、償還期間の延長、返済金の一部繰延べ措置をとることが可能。
- ・ 償還猶予措置については、農協等融資機関の利子補給変更承認申請に基づき、県知事の承認が必要となる。

(2) 日本政策金融公庫資金

- ・ (1) 同様の措置をとることが可能。
- ・ 日本政策金融公庫の承認が必要となる。
- ・ 自立経営体育成資金利子助成の対象となっている場合は、農協等融資機関の利子助成変更承認代理申請に基づき、市町村長及び県知事の承認が必要となる。

(3) 就農支援資金

- ・ 法定償還期間（据置期間）内で、据置期間の延長、償還期間の延長、返済金の一部繰延べ措置をとることが可能。
- ・ 償還猶予措置

＜就農研修資金・就農準備資金＞

（公財）熊本県農業公社に就農支援資金償還猶予申請を行い、承認を受ける必要がある。

＜就農施設等資金＞

農協に就農支援資金償還猶予申請を行い、承認を受ける必要がある。なお、農協の承認は、農協からの就農支援資金貸付金償還猶予申請に基づく県知事の決定を受けて行われる。

(4) 農業経営負担軽減支援資金（農家負担軽減支援特別資金）

- ・ 災害等による損失額が平年における農業総収入の1割以上となった場合に、法定償還期間（据置期間）内で、据置期間の延長、中間据置の設定、償還期間の延長、返済金の一部繰延べ措置をとることが可能。
- ・ 償還猶予措置については、利子補給変更承認申請に基づき、県知事の承認が必要となる。

Ⅱ 林 業

1 新たな資金を必要とする場合

※利率は全て R4.4.18 現在

◆経営再建等

(1) 農林漁業セーフティネット資金	
融資対象者	担い手農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半を占めている等）
資金使途	災害による被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金 法令に基づく処分等に伴う経営の維持安定に必要な資金 社会的・経済的環境の変化に伴う経営の維持安定に必要な資金
貸付限度額	600 万円（特認：年間経営費等の 12 分の 6 以内）
償還期間	15 年（うち据置 3 年）以内
貸付利率	0.18～0.45%
債務保証	農林漁業信用基金による債務保証適用なし
留意事項	市町村長による罹災証明書の添付が必要

2 既存借入金の返済が困難な場合

◆償還条件の緩和等

(1) 林業・木材産業改善資金

- ・ 災害により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することが可能。
- ・ 貸付けを受けた機関の窓口を支払猶予申請。内容が適当と認められるときに償還金の支払猶予の決定をする。

3. 被災中小企業者に対する融資

(1) 一般災害の場合の対策

① 政府系金融機関における取扱いの弾力化

中小企業の災害復旧を図るためには、まずなによりも円滑な資金の確保が重要である。このため、政府系金融機関において、貸付限度の引上げ、貸付期間及び据置期間の延長等を内容とする特別貸付制度を設けて簡易迅速な融資を行うとともに、既往貸付金の償還猶予についても弾力的な取扱いを行っている。

② 小規模企業者等設備導入資金の償還免除

災害等のため、小規模企業者等設備導入資金の貸付等を受けて設置した設備が滅失した場合、経済産業大臣の承認を受けて、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(2) 激甚災害指定の場合の対策

激甚災害指定の場合は、上記措置に加えて次の措置が講じられる。

① 信用保険の特例(12条)

災害関係保証の促進を図るため、保険制度を別枠とし、普通保険のてん補率を引上げ、保険料率を引き下げる保険の特例が適用される。

		一般	災害特例
限度	普通保険	20,000万円	別枠 20,000万円
	無担保保険	8,000万円	別枠 8,000万円
	特別小口保険	1,250万円	別枠 1,250万円
てん補率	普通保険	70%	80%
	無担保保険	80%	80%
	特別小口保険	80%	80%
保険率	普通保険	年 0.25%~1.69%	年 0.41%
	無担保保険	年 0.25%~1.69%	年 0.41%
	特別小口保険	年 0.40%	年 0.19%

① 激甚災害法14条(共同利用施設の災害復旧資金に対する補助)の規定は、34年伊勢湾災害のときの特別法により実施された前例をとり入れたものであるが、その後共同施設被害にさしたるものがなかった等の理由により適用されていない。

② 政府系金融機関の低利融資

日本政策金融公庫は閣議決定により被災中小企業に対して特利を適用する。

参考 日本政策金融公庫の災害復旧貸付

区 分	日本政策金融公庫	
	中小企業事業	国民生活事業
貸付限度	直 別枠 1 億 5, 0 0 0 万円 代 別枠 7, 5 0 0 万円	直 別枠 3, 0 0 0 万円 代 別枠 1, 5 0 0 万円
貸付期間	運 転 1 0 年以内 設 備 1 5 年以内	適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる ※普通貸付を適用した場合は 1 0 年以内
据置期間	運 転 2 年以内 設 備 2 年以内	適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる ※普通貸付を適用した場合は 2 年以内
担保	被災状況に応じ弾力的に対応	被災状況に応じ弾力的に対応
貸付利率	基準利率（特別利率が適用される場合あり）	基準利率（特別利率が適用される場合あり）

（注）日本政策金融公庫の貸付対象は、日本政策金融公庫法第 2 条に定める中小企業者であって、指定災害により被害を受けたもの。

地震(活断層)

南関町に影響を及ぼす断層

(1) 町に近接する断層等

県内及び近隣の断層の位置を示します。



図 南関町周辺の断層帯

町の周囲には、布田川断層帯、雲仙断層群及び北側には水縄断層帯が位置します。なかでも町に影響が大きいのは布田川断層帯と雲仙断層群と考えられます。

2) 布田川断層帯

布田川断層帯は今回の熊本地震の震源であったが、過去にも、断層帯の北東端である荒尾山の南外輪山付近で、1894年と1895年にいずれもマグニチュード6.3の地震が発生し、家屋等に被害が生じました。この付近では、1916年の地震（マグニチュード6.1）や1931年の群発地震（最大マグニチュード5.9）でも石垣の崩壊などの被害が生じています。



図 布田川断層帯・日奈久断層帯詳細図

(3) 雲仙断層群

雲仙断層群は、島原湾から島原半島を経て橘湾にかけて分布する断層群です。雲仙断層群のある島原半島では、1792年に雲仙普賢岳の噴火活動に伴ってたびたび地震が発生しました。1792年4月頃より島原半島周辺で有感地震が頻発し、5月21日にはマグニチュード6.4の最大の地震が発生しています。この地震が引き金となって古い溶岩ドームである眉山（当時前山）の一部が大崩壊しました。崩壊した山体は有明海に流れこんで津波を発生させ、有明海沿岸に甚大な被害を及ぼしました。この噴火活動の前から島原半島西部～千々石湾（橘湾）付近を震源とする群発地震活動があり、1791年12月の地震では島原半島西部の小浜で家屋が倒壊して2名が死亡しています。なお、1990年から始まった雲仙普賢岳の最新の噴火活動（平成3年雲仙岳噴火）でも、噴火約1年前から島原半島西部～千々石湾で活発な地震活動がありましたが、地震の規模は小さく被害はありませんでした。島原半島周辺では直接噴火活動に結びつかない群発地震もたびたび発生しています。

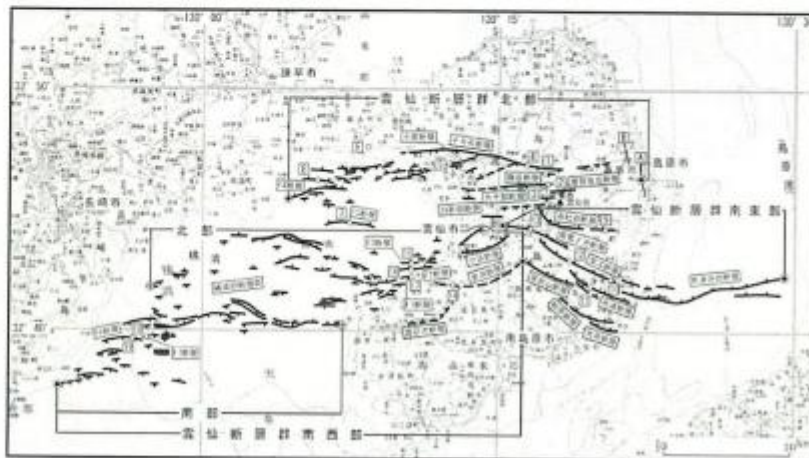


図 雲仙断層群詳細図

※ 南関町建築物耐震改修促進計画より引用

熊本地震における南関町の震度データ

表 4月14日～16日午前までに発生した地震(震度5以上)と南関町の震度の関係

平成28年 発生月日	発生時刻	震央地名	深さ	M [※]	最大震度	南関町 最大震度
1	4月14日 (21:00頃)	21:26 熊本県熊本地方	11km	M6.5	7	4
		22:07 熊本県熊本地方	8km	M5.8	6弱	3
		22:38 熊本県熊本地方	11km	M5.0	5弱	2
		23:43 熊本県熊本地方	14km	M5.1	5弱	2
	4月15日 (0:00頃)	0:03 熊本県熊本地方	7km	M6.4	6強	3
		0:06 熊本県熊本地方	11km	M5.0	5強	2
		1:53 熊本県熊本地方	12km	M4.8	5弱	2
2	4月16日 (1:00頃)	1:25 熊本県熊本地方	12km	M7.3	7	5弱
		1:44 熊本県熊本地方	15km	M5.4	5弱	3
		1:45 熊本県熊本地方	11km	M5.9	6弱	4
		3:03 熊本県阿蘇地方	7km	M5.9	5強	3
		3:09 熊本県阿蘇地方	10km	M4.2	5弱	1
		3:55 熊本県阿蘇地方	11km	M5.8	6強	3
3	4月16日	7:23 熊本県熊本地方	12km	M4.8	5弱	2
		9:48 熊本県熊本地方	16km	M5.4	6弱	3
		9:50 熊本県熊本地方	15km	M4.5	5弱	2

※ M:マグニチュード

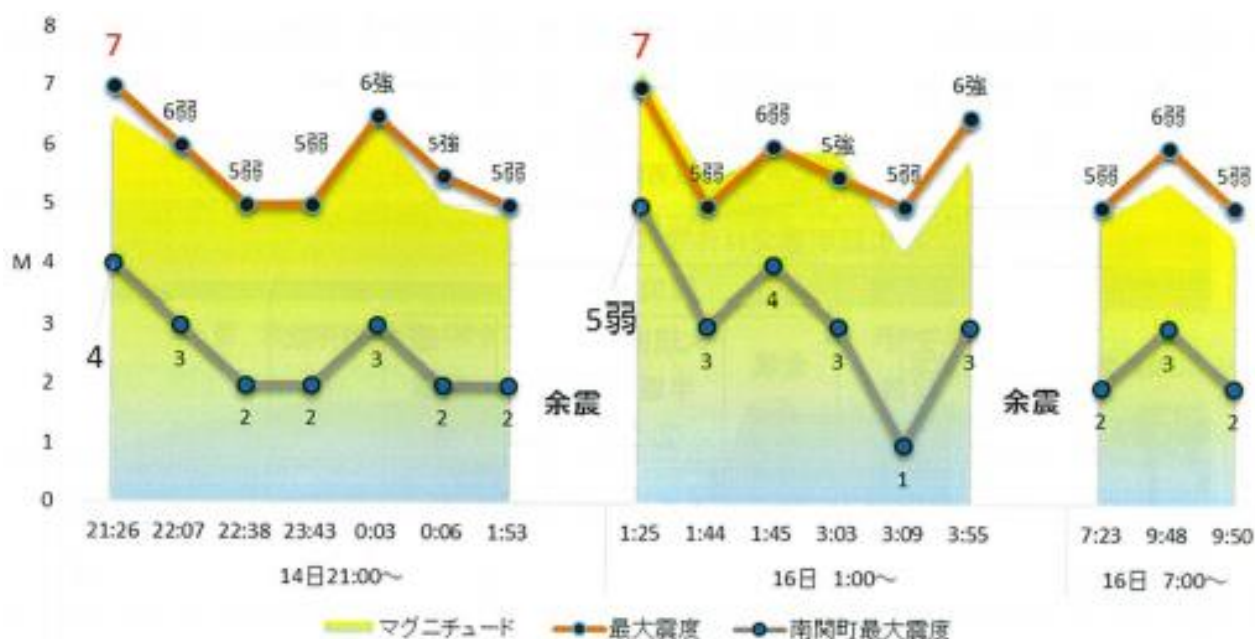


図 4月14日～16日午前までに発生した地震(震度5以上)と南関町の震度推移図

出典: 気象庁データ

4月14日21:26に発生した地震による本町の揺れは、震度4でした。4月16日1:25に発生した地震における揺れは震度5弱でした。

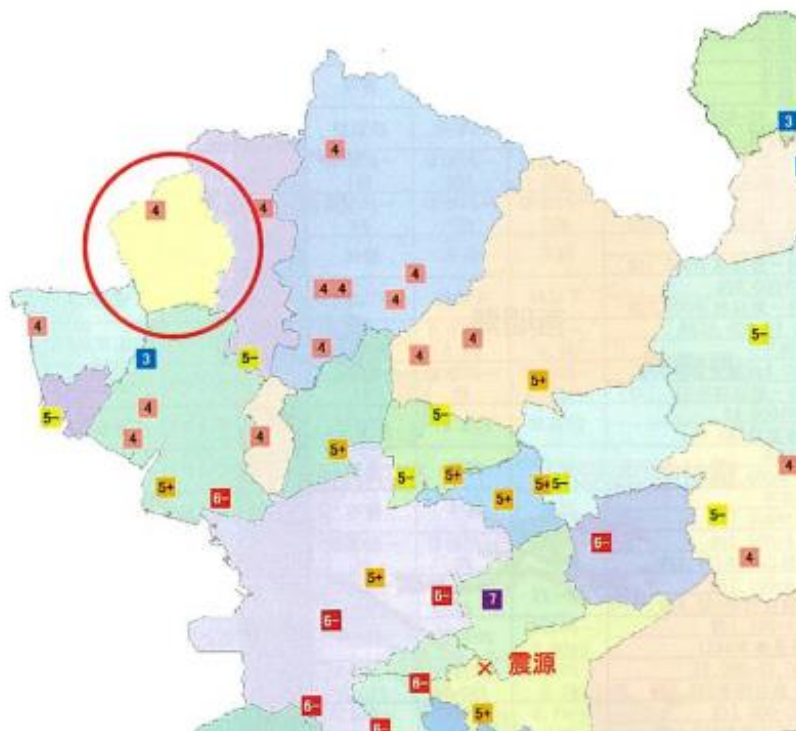


図 熊本地震(4月14日21:26発生 マグニチュード6.5)における南関町の震度

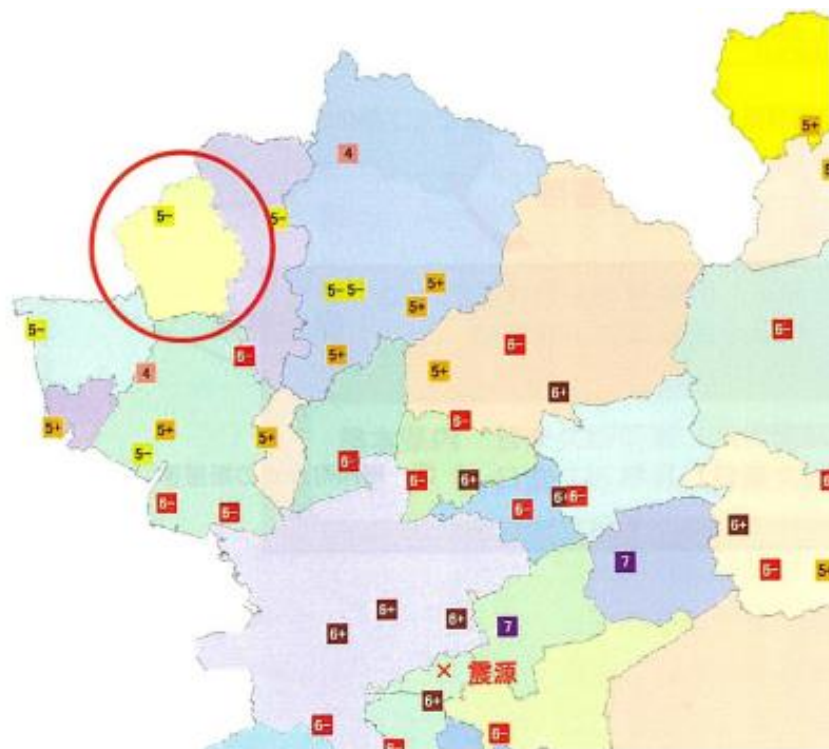


図 熊本地震(4月16日1:25発生 マグニチュード7.3)における南関町の震度

※図中 数字は震度、「+」は強、「-」は弱を示す

出典：気象庁データ

南関町で想定される地震

3 町で想定される被害

国の「長期評価」が実施された地震のうち、本県への被害が大きいと想定される以下の地震を対象に調査が行われています。また「南関町耐震改修促進化計画(平成20年3月)」において、マグニチュード6.0の直下型の地震が発生した場合の町内の揺れを検討しています。

表 県内検討対象地震

検討対象断層帯等		地震規模 (M※)	30年以内発生確率
①	布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動)	M7.9	不明
②	別府・万年山断層帯	M7.3	最大2.6%
③	人吉盆地南縁断	M7.1	1%以下
④	出水断層帯	M7.0	0~1%
⑤	雲仙断層群(南西北部・南西部南部連動)	M7.5	不明
⑥	南海トラフ(最大値)	M9.0	極めて低い
⑦	町内直下型地震	M6.8	不明

※①～⑤：地震調査研究推進本部 地震調査委員会 発表

※⑥：内閣府 中央防災会議 発表 それぞれ最大値のみ掲載

※⑦：南関町耐震改修促進化計画(平成20年3月)報告書より

※M：マグニチュード

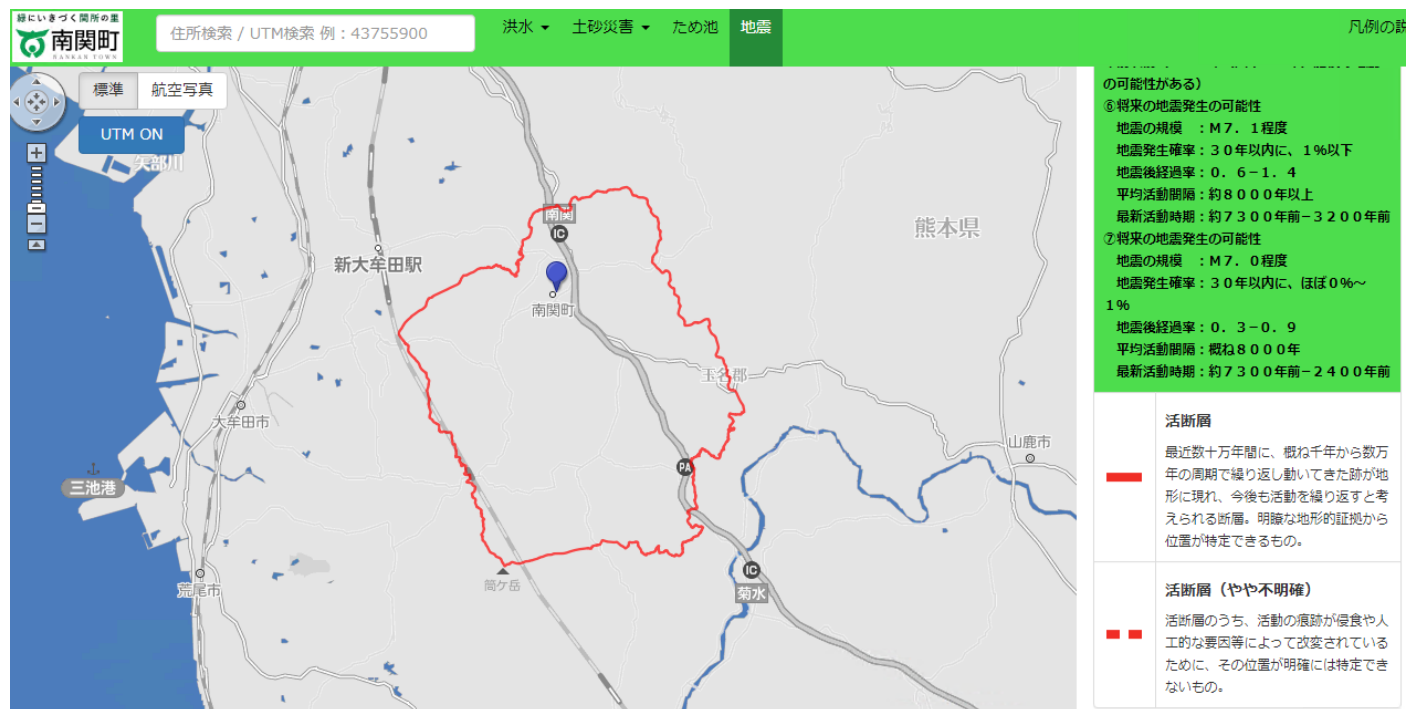
上記地震に対し町内では下記の震度が想定されます。

表 町想定震度

検討対象断層帯等	最大震度
① 布田川断層帯(中部・南西部連動)	5強
② 別府・万年山断層	5弱
③ 人吉盆地南縁断	4
④ 出水断層帯	4
⑤ 雲仙断層群(南西北部・南西部南部連動)	5強
⑥ 南海トラフ(最大値)	5強
⑦ 町内直下型地震	6強
町内最大震度	6強

※ 南関町建築物耐震改修促進計画より引用

その他



※現在、南関町に活断層は確認されていない。

※活断層は、南関町「ハザードマップ」で公開されている。URL は、以下のとおりである。

<https://www.town.nankan.lg.jp/bosai/bosaijoho/hazardmap/>

南関町周辺の活断層

表 南関町周辺の断層帯緒元

断層帯名 (起震断層/活動期間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価		地震発生確率			平均活動間隔
		ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内	
① 布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2程度以上	Xランク		不明	不明	不明	最新活動時期 不明
② 布田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	Xランク		不明	不明	不明	不明
③ 布田川断層帯 (布田川区間)	7.0程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	8,100-26,000年程度 平成28年(2016年)熊本地震
④ 日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	Sランク		ほぼ0%~ 16%	ほぼ0%~ 30%	ほぼ0%~ 50%	1,100年-6,400年程度 約1,700年前以後-約900年前以前
⑤ 日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5程度	Sランク		ほぼ0%~ 6%	ほぼ0%~ 10%	ほぼ0%~ 20%	3,600年-11,000年程度 約8,400年前以後-約2,000年前以前
⑥ 日奈久断層帯 (高野-白旗区間)	6.8程度	Xランク		不明	不明	不明	不明 約1,600年前以後-約1,200年前以前
⑦ 人吉盆地南縁断層	7.1程度	Aランク		1%以下	2%以下	4%以下	約8,000年以上 約7,300年前以後-約3,200年前以前
⑧ 緑川断層帯	7.4程度	Zランク		0.04%~ 0.09%	0.07%~ 0.1%	0.1%~ 0.3%	約34,000-68,000年程度 不明
⑨ 出水断層帯	7.0程度	Aランク		ほぼ0%~ 1%	ほぼ0%~ 2%	ほぼ0%~ 4%	概ね8,000年 約7,300年前以後-約2,400年前以前
⑩ 水縄断層帯	7.2程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	14,000年程度 697年筑紫地震
⑪ 雲仙断層帯 (北部)	7.3程度以上	Xランク		不明	不明	不明	不明 約5,000年前以後
⑫ 雲仙断層帯 (南東部)	7.1程度	Xランク		不明	不明	不明	不明 約7,300年前以後
⑬ 雲仙断層帯 (南西部/北部)	7.3程度	Sランク		ほぼ0%~ 4%	ほぼ0%~ 7%	ほぼ0%~ 10%	約2,500-4,700年 約2,400年前以後-11世紀以前
⑭ 雲仙断層帯 (南西部/南部)	7.1程度	Aランク		0.5%~ 1%	0.8%~ 2%	2%~5%	約2,100-6,500年 約4,500年前以後-16世紀以前
⑮ 別府-万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/東部)	7.6程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%~ 0.006%	約1,300-1,700年 1596年慶長豊後地震
⑯ 別府-万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/西部)	7.3程度	Zランク		ほぼ0%~ 0.05%	ほぼ0%~ 0.08%	ほぼ0%~ 0.2%	13,000-25,000年程度 約7,300年前以後-約6世紀以前
⑰ 別府-万年山断層帯 (別府湾-湯布院断層帯/東部)	7.2程度	Sランク		0.04%~ 4%	0.04%~ 7%	0.1%~ 10%	約2,300-3,000年 約2,200年前以後-約6世紀以前
⑱ 別府-万年山断層帯 (別府湾-湯布院断層帯/西部)	6.7程度	Sランク		2%~ 4%	3%~ 7%	6%~ 10%	約700-1,700年 約2,000年前以後-18世紀初頭以前に2回
⑲ 別府-万年山断層帯 (野細岳-万年山断層帯/西部)	7.3程度	Aランク		ほぼ0%~3% (最大)	ほぼ0%~ 4%	0.001%~ 9%	4,000年程度 約3,900年前以後-6世紀以前
⑳ 別府-万年山断層帯 (旗平山-亀石山断層帯)	7.4程度	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約4,300年-7,300年 13世紀以降

出典：地震調査研究推進本部（下記参照） 今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧

Sランク（高い） 全国で35区間
Aランク（やや高い） 全国で49区間
Zランク（ほぼ0%） 全国で56区間
Xランク（不明） 全国で49区間

計：189区間

Sランク：評価対象主要断層中（不明分を除く）、
地震発生確率が最も高い

熊本県内 日奈久断層帯（八代海区間）
日奈久断層帯（日奈久区間）

【地震調査研究推進本部とは】

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の経験を活かし、地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するために作られた組織です。地震調査研究推進本部は、地震に関する調査研究の成果が国民や防災を担当する機関に十分に伝達され活用される体制になっていなかったという課題意識の下に、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、地震防災対策特別措置法に基づき総理府に設置（現・文部科学省に設置）された政府の特別の機関です。

避難所一覧

○自主避難所・・・町が最初に開設する避難所

自主避難所	住所	電話番号
南の関うから館	南関町関町 1230	0968-69-6200
ふれあい広場	南関町高久野 585	0968-53-3390
交流センター	南関町小原 1408	0968-53-2007
南町民センター	南関町下坂下 160-3	0968-53-9543

○指定緊急避難所・・・自主避難所の次に必要に応じて開設する避難所

指定緊急避難所	住所	電話番号
南関町役場	南関町関町 64	0968-53-1111
B&G 海洋センター	南関町関東 934-2	0968-53-1133
農業就業改善センター	南関町小原 1847	0968-53-0403
四ツ原集会所	南関町四ツ原 1161-1	—
南集会所	南関町上坂下 77	—

○指定避難所兼指定緊急避難所・・・災害によって避難生活を余儀なくされる場合に、一定期間の避難生活を行う避難所

指定避難所兼指定緊急避難所	住所	電話番号
南関第一小学校	南関町関町 188	0968-53-0009
南関第二小学校	南関町高久野 754	0968-53-0412
南関第三小学校	南関町相谷 1800	0968-53-0101
南関中学校	南関町小原 2121-1	0968-53-0005
南関第四小学校	南関町上坂下 3528	0968-53-9204

○福祉避難所・・・要支援者など、特別な配慮を必要とする人の避難所

福祉避難所	住所	電話番号
交流センター	南関町小原 1408	0968-53-2007

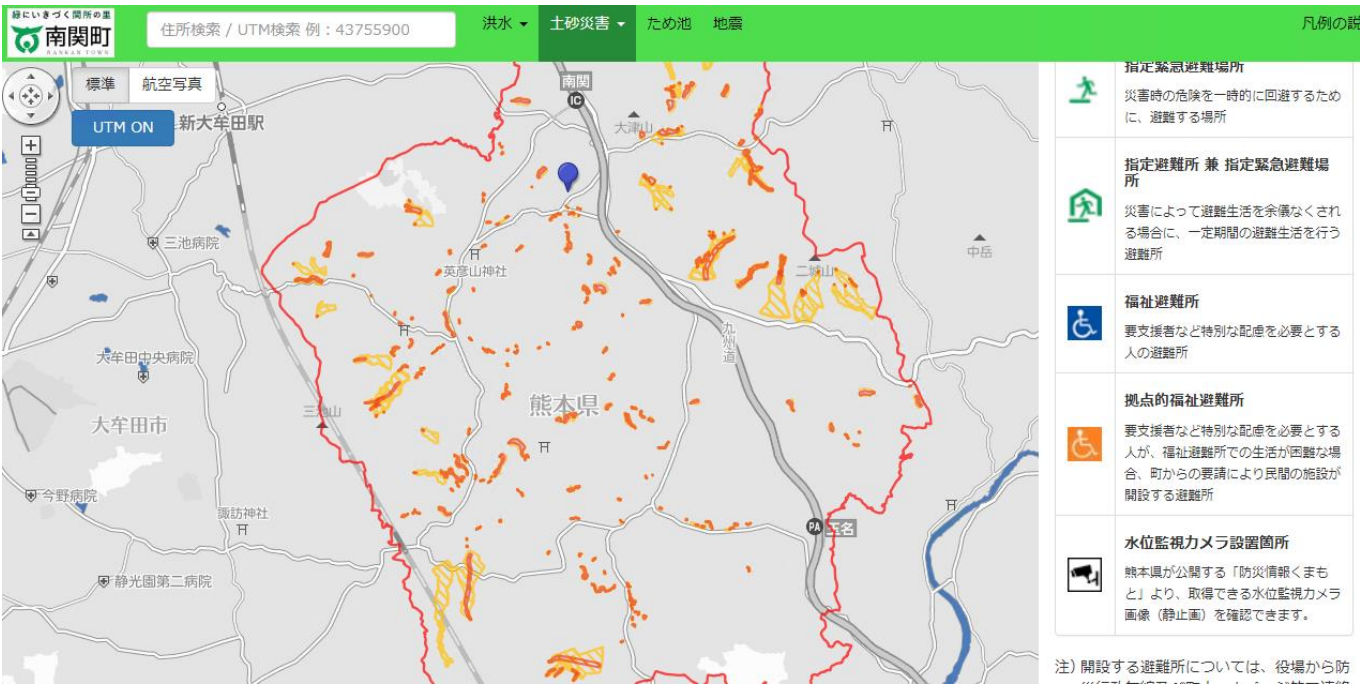
○拠点福祉避難所・・・要支援者など、特別な配慮を必要とする人が、福祉避難所での生活が困難な場合、町からの要請により民間の施設が開設する避難所

拠点福祉避難所	住所	電話番号
慈幸苑	南関町関町 28-1	0968-53-5008
南関の里	南関町久重 3424-3	0968-66-6366
延寿荘	南関町小原 1770	0968-53-0934
谷崎デイサービスセンター	南関町相谷 1791-3	0968-53-3011
うすま苑	南関町上坂下 790	0968-53-9126

避難施設における耐震化状況

番号		区 分	築年	診断 要必 要性	診断 実施 有無	診断 予定 年度	改 修 必 要 性	改 修 年 度	耐 震 化
1	南関町役場	拠点	R4	—	—	—	—	—	—
2	B & G 海洋センター	避難所	S59	—	—	—	—	—	—
3	南関第一小学校	校 舎	S48	○	済	—	—	H25	済
		体育館	H13	—	—	—	—	—	—
4	南関第二小学校	校 舎	S57	—	—	—	—	—	—
		体育館	H14	—	—	—	—	—	—
5	南関第三小学校	校 舎	S55	○	済	—	—	H26	済
		体育館	S52	○	済	—	—	H24	済
6	南関第四小学校	校 舎	S55	○	済	—	無	—	—
		体育館	S51	○	済	—	—	H23	済
7	南関中学校	校 舎	S61	—	—	—	—	—	—
		体育館	S61	—	—	—	—	—	—
8	ふれあい広場	〃	H5	—	—	—	—	—	—
9	農業就業改善センター	〃	S54	○	—		—	未	未
10	南町民センター	〃	H4	—	—	—	—	—	—
11	交流センター	〃	H16	—	—	—	—	—	—
12	南の関うから館	〃	H9	—	—	—	—	—	—
13	四ツ原集会所	〃	H17	—	—	—	—	—	—
14	南集会所	〃	S55	—	—	—	—	—	未

土砂災害警戒情報



土砂災害警戒区域等は、南関町「ハザードマップ」で公開されている。URL は、以下のとおりである。
<https://www.town.nankan.lg.jp/bosai/bosaijoho/hazardmap/>

土砂災害警戒区域

関外目

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
81	北開	(367-1-001)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
82	松田	(367-1-002)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
142	下原 1	(367-1001)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
143	下原 2	(367-1002)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
154	下原 3	(367-2001)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
251	北ノ浦	(D-367-0001)	土石流	○		熊本県告示第 142 号	令和 6 年 2 月 16 日
252	立山 1	(D-367-0002)	土石流	○		熊本県告示第 142 号	令和 6 年 2 月 16 日
253	段摺	(D-367-0004)	土石流	○		熊本県告示第 142 号	令和 6 年 2 月 16 日
254	吉ヶ浦	(D-367-0005)	土石流	○		熊本県告示第 142 号	令和 6 年 2 月 16 日
255	立山 2	(D-367-0003)	土石流	○	○	熊本県告示第 143 号	令和 6 年 2 月 16 日
257	本谷	(D-367-0007)	土石流	○	○	熊本県告示第 143 号	令和 6 年 2 月 16 日
299	境浦	(K-367-0001)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 243 号	令和 6 年 3 月 1 日
300	築井原	(K-367-0002)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 243 号	令和 6 年 3 月 1 日
301	松田 1	(K-367-0004)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 243 号	令和 6 年 3 月 1 日
302	松田 2	(K-367-0005)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 243 号	令和 6 年 3 月 1 日
303	下原 5	(K-367-0006)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 243 号	令和 6 年 3 月 1 日

関東

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
16	関東	(367-2-013)	土石流	○	○	熊本県告示第 300 号	平成 19 年 3 月 30 日
17	笛鹿 2 - 1	(367-1-007-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 277 号	平成 21 年 3 月 27 日
18	笛鹿 2 - 2	(367-1-007-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 277 号	平成 21 年 3 月 27 日
19	前原 - 1	(367-1-008-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 277 号	平成 21 年 3 月 27 日
20	前原 - 2	(367-1-008-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 277 号	平成 21 年 3 月 27 日
21	楮原 - 1	(367-1-009-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 277 号	平成 21 年 3 月 27 日
22	楮原 - 2	(367-1-009-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 277 号	平成 21 年 3 月 27 日
23	楮原 - 3	(367-1-009-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 277 号	平成 21 年 3 月 27 日
24	萩の谷	(367-1-010)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 277 号	平成 21 年 3 月 27 日
25	福山	(367-1-011)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 277 号	平成 21 年 3 月 27 日
26	三郎ヶ谷 1	(367-2-004)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 277 号	平成 21 年 3 月 27 日
27	三郎ヶ谷 2 - 1	(367-2-005-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 277 号	平成 21 年 3 月 27 日
28	三郎ヶ谷 2 - 2	(367-2-005-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 277 号	平成 21 年 3 月 27 日
29	笛鹿	(367-2-006)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 277 号	平成 21 年 3 月 27 日
30	城平	(367-2-007)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 277 号	平成 21 年 3 月 27 日
31	海間 1	(367-2-008)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 277 号	平成 21 年 3 月 27 日
32	海間 2	(367-2-009)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 277 号	平成 21 年 3 月 27 日
258	笛鹿 5	(D-367-0008)	土石流	○	○	熊本県告示第 143 号	令和 6 年 2 月 16 日
259	笛鹿 6	(D-367-0009)	土石流	○	○	熊本県告示第 143 号	令和 6 年 2 月 16 日
279	三郎ヶ谷	(D-367-0010)	土石流	○	○	熊本県告示第 217 号	令和 6 年 2 月 27 日
280	白土	(D-367-0017)	土石流	○	○	熊本県告示第 217 号	令和 6 年 2 月 27 日
281	辻 1	(D-367-0018)	土石流	○	○	熊本県告示第 217 号	令和 6 年 2 月 27 日
282	楮原 2	(D-367-0020)	土石流	○	○	熊本県告示第 217 号	令和 6 年 2 月 27 日
283	山/谷 1	(D-367-0021)	土石流	○	○	熊本県告示第 217 号	令和 6 年 2 月 27 日
284	中塚	(K-367-0008)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 217 号	令和 6 年 2 月 27 日
285	前原 2	(K-367-0009)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 217 号	令和 6 年 2 月 27 日
286	楮原 2	(K-367-0010)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 217 号	令和 6 年 2 月 27 日
287	松林	(K-367-0011)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 217 号	令和 6 年 2 月 27 日
288	三郎ヶ谷 3	(K-367-0012)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 217 号	令和 6 年 2 月 27 日
289	海間 3	(K-367-0013)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 217 号	令和 6 年 2 月 27 日
290	海間 4	(K-367-0014)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 217 号	令和 6 年 2 月 27 日
291	楮原 3	(K-367-0084)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 217 号	令和 6 年 2 月 27 日
292	笛鹿	(J-367-3001)	地滑り	○		熊本県告示第 241 号	令和 6 年 3 月 1 日
293	前原	(J-367-3002)	地滑り	○		熊本県告示第 241 号	令和 6 年 3 月 1 日
296	萩の谷	(J-367-3005)	地滑り	○		熊本県告示第 241 号	令和 6 年 3 月 1 日
304	井手/上	(K-367-0007)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 243 号	令和 6 年 3 月 1 日
359	笛鹿 3	(K-367-0085)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 488 号	令和 6 年 4 月 12 日

関町

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
83	日の出町 - 1	(367-1-003-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
84	日の出町 - 2	(367-1-003-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
85	日の出町 - 3	(367-1-003-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
132	関町	(367-2-055)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
256	西井弥原	(D-367-0006)	土石流	○	○	熊本県告示第 143 号	令和 6 年 2 月 16 日

関村

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
70	花山－1	(367-2-011-1)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
71	花山－2	(367-2-011-2)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
72	花山－3	(367-2-011-3)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
73	花山－4	(367-2-011-4)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
86	関村－1	(367-1-004-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
87	関村－3	(367-1-004-3)	急傾斜地の崩壊	○		熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
108	坊田	(367-2-001)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
109	西平－1	(367-2-002-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
110	西平－2	(367-2-002-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
111	西平－3	(367-2-002-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
133	関村	(367-2-056)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
250	関村－2	(367-1-004-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 489 号	平成 30 年 6 月 15 日
305	上床 2	(K-367-0016)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 243 号	令和 6 年 3 月 1 日
306	坊田 2	(K-367-0020)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 243 号	令和 6 年 3 月 1 日
307	石丸	(K-367-0021)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 243 号	令和 6 年 3 月 1 日

関下

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
88	津留	(367-1-005)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
112	藤尾	(367-2-003)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
137	藤尾－1	(367-2-060-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
138	藤尾－2	(367-2-060-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
139	藤尾－3	(367-2-060-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
144	河原田 1	(367-1003)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
145	河原田 2	(367-1004)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
146	北中山	(367-1005)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
147	岩ヶ上	(367-1006)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
148	南中山	(367-1007)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
149	へう割 1	(367-1008)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
150	へう割 2	(367-1009)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
297	鍋川	(D-367-0012)	土石流	○		熊本県告示第 242 号	令和 6 年 3 月 1 日
308	北金丸	(K-367-0022)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 243 号	令和 6 年 3 月 1 日
309	八ツ塚 1	(K-367-0023)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 243 号	令和 6 年 3 月 1 日
310	八ツ塚 2	(K-367-0024)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 243 号	令和 6 年 3 月 1 日
329	北中山 2	(D-367-0019)	土石流	○		熊本県告示第 246 号	令和 6 年 3 月 1 日
331	北中山 1	(D-367-0015)	土石流	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日
332	畦田	(D-367-0016)	土石流	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日

小原

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
49	小原川（小原野添川）－ 1	(367-1-014-1)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
50	小原川（小原野添川）－ 2	(367-1-014-2)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
51	小原 3－ 1	(367-1-015-1)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
52	小原 3－ 2	(367-1-015-2)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
53	小原 3－ 3	(367-1-015-3)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
76	小原 1	(367-2-016)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
77	小原 2	(367-2-017)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
89	小山－ 1	(367-1-012-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
90	小山－ 2	(367-1-012-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
91	小山－ 3	(367-1-012-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
102	善光寺－ 1	(367-1-022-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
103	善光寺－ 2	(367-1-022-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
104	善光寺－ 3	(367-1-022-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
158	尾櫛	(367-2005)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
330	杉谷	(D-367-0033)	土石流	○		熊本県告示第 246 号	令和 6 年 3 月 1 日
335	一町田	(K-367-0027)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日
336	陣内	(K-367-0028)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日
337	前田	(K-367-0029)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日
338	中尾 3	(K-367-0030)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日
349	杉谷	(K-367-0082)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日
350	松ヶ下	(K-367-0083)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日

相谷

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
54	小山川（相谷 3）－ 1	(367-1-016-1)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
55	小山川（相谷 3）－ 2	(367-1-016-2)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
56	相ノ谷 1（相谷 1）	(367-1-017)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
57	馬立	(367-1-018)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
78	八貫水川（相谷 4）	(367-2-018)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
79	相ノ谷 2（相谷 2）	(367-2-019)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
105	馬立	(367-1-024)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
124	馬立－ 1	(367-2-029-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
125	馬立－ 2	(367-2-029-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
134	馬床（駄床）－ 1	(367-2-058-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
135	馬床（駄床）－ 2	(367-2-058-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
136	雁田	(367-2-059)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
140	清東寺－ 1	(367-2-061-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
141	清東寺－ 2	(367-2-061-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
339	タタラ	(K-367-0031)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日
340	間地	(K-367-0032)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日

肥猪町

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
126	梅ヶ谷	(367-2-030)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
127	杵取	(367-2-031)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
352	杵取 2	(K-367-0055)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 488 号	令和 6 年 4 月 12 日

肥猪

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
106	西居屋敷	(367-1-025)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
107	筒川 (筒井川)	(367-1-026)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
128	一本木	(367-2-032)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
129	筒井川 1	(367-2-033)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
130	筒井川 2	(367-2-034)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
159	下後田	(367-2006)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
344	上後田	(K-367-0050)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日
345	下後田 2	(K-367-0051)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日
347	大床 2	(K-367-0053)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日
348	反鋤田	(K-367-0054)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日

豊永

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
169	西豊永	(367-1-027)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
202	門田	(367-2-035)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
203	永浦-1	(367-2-036-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
204	永浦-2	(367-2-036-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
205	受地-1	(367-2-037-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
206	受地-2	(367-2-037-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
207	字曾	(367-2-038)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
208	来光寺(来光寺 1)	(367-2-039)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
227	来光寺(来光寺 2)	(367-2-057)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
234	七十三	(367-1019)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
235	西原 1	(367-1020)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
341	西五反田	(K-367-0047)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日
342	門田 2	(K-367-0048)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日
343	西ノ前	(K-367-0049)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日
346	大床 1	(K-367-0052)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日
347	大床 2	(K-367-0053)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日
348	反鋤田	(K-367-0054)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日

下坂下

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
33	北の辺田－1	(367-1-032-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日
34	北の辺田－2	(367-1-032-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日
35	大西 1－1	(367-1-033-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日
36	大西 1－2	(367-1-033-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日
37	大西 2－1	(367-1-034-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日
38	大西 2－2	(367-1-034-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日
39	宮島	(367-1-035)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日
42	浄光寺	(367-2-048)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日
80	大西 2－3	(367-1-034-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
354	東重倉	(K-367-0075)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 488 号	令和 6 年 4 月 12 日
355	猫石	(K-367-0078)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 488 号	令和 6 年 4 月 12 日
356	北井川	(K-367-0079)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 488 号	令和 6 年 4 月 12 日
357	藤ノ木	(K-367-0080)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 488 号	令和 6 年 4 月 12 日

上坂下

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
40	井手	(367-1-036)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日
41	次郎丸	(367-1-037)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日
43	解才	(367-2-049)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 258 号	平成 25 年 3 月 22 日
170	道山	(367-1-028)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
176	鬼王 2-1	(367-1-039-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
177	鬼王 2-2	(367-1-039-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
178	鬼王 2-3	(367-1-039-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
179	鬼王-1	(367-1-001 (人)－1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
180	鬼王-2	(367-1-001 (人)－2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
181	鬼王-3	(367-1-001 (人)－3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
222	下夕田-1	(367-2-050-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
223	下夕田-2	(367-2-050-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
224	白坊（白坂）	(367-2-051)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
225	廣坪	(367-2-052)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
242	大久保 1	(367-1027)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
243	大久保 2	(367-1028)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
277	東原	(K-367-0070)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日
278	次郎丸 2	(K-367-0071)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日
295	東原	(J-367-3004)	地滑り	○		熊本県告示第 241 号	令和 6 年 3 月 1 日
326	日明	(K-367-0067)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日

四ツ原

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
47	上南田原 1	(367-1-012)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
48	石畳川（上南田原 3）	(367-1-013)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
74	荒谷川（上南田原 4）	(367-2-014)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
75	上南田原 2	(367-2-015)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
175	柿原	(367-1-038)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
216	田吹	(367-2-044)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
217	古閑原	(367-2-045)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
218	宇土-1	(367-2-046-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
219	宇土-2	(367-2-046-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
220	松葉-1	(367-2-047-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
221	松葉-2	(367-2-047-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
226	永満（永浦 2）	(367-2-053)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
244	鬼迫	(367-1029)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
245	竹ノ下	(367-1030)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
315	田良	(D-367-0032)	土石流	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日
324	境田	(K-367-0064)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日
325	大平	(K-367-0065)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日
327	中田良	(K-367-0069)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日
328	四郎丸	(K-367-0073)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日
353	柿原谷	(K-367-0074)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 488 号	令和 6 年 4 月 12 日
358	善根川	(K-367-0081)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 488 号	令和 6 年 4 月 12 日

細永

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
92	乙丸原－1	(367-1-013-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
93	乙丸原－2	(367-1-013-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
100	三藤野－1	(367-1-021-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
101	三藤野－2	(367-1-021-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
113	藤ノ井川（三藤ノ井川）-1	(367-2-010-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
114	藤ノ井川（三藤ノ井川）-2	(367-2-010-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
115	藤ノ井川（三藤ノ井川）-3	(367-2-010-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
120	須久手 1	(367-2-025)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
121	須久手 2	(367-2-026)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
122	松尾原	(367-2-027)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
123	寺尾	(367-2-028)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
161	庄寺	(367-1-017)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
182	栗山-1	(367-2-011-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
183	栗山-2	(367-2-011-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
184	清水ヶ浦-1	(367-2-012-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
185	清水ヶ浦-2	(367-2-012-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
186	清水ヶ浦-3	(367-2-012-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
187	天神平 1	(367-2-013)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
188	天神平 2-1	(367-2-014-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
189	天神平 2-2	(367-2-014-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
190	天神平 2-3	(367-2-014-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
231	里ノ平 1	(367-1016)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日

232	里ノ平 2	(367-1017)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
236	中前 1	(367-1021)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
237	中前 2	(367-1022)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
238	東前 1	(367-1023)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
239	東前 2	(367-1024)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
240	東前 3	(367-1025)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
241	西原 2	(367-1026)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
273	山添	(K-367-0042)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日
275	材木	(K-367-0045)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日
276	鷺ノ巣	(K-367-0046)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日
333	道免	(K-367-0025)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日
334	三藤/井川 2	(K-367-0026)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 247 号	令和 6 年 3 月 1 日

今

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
171	増永-1	(367-1-029-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
172	増永-2	(367-1-029-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
194	岩ヶ下	(367-2-021)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
209	中尾 2	(367-2-040)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
249	岩ヶ下 2	(367-1034)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
274	山ノ神	(K-367-0044)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日
319	中島	(K-367-0059)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日
320	梶屋坂	(K-367-0060)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日

高久野

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
162	高久野-1	(367-1-018-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
163	高久野-2	(367-1-018-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
164	高久野-3	(367-1-018-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
167	東-2	(367-1-020-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
246	原	(367-1031)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
247	後田 1	(367-1032)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日

宮尾

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
44	宮尾川	(367-1-010)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
45	瓶焼川－ 1	(367-1-011-1)	土石流	○		熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
46	瓶焼川－ 2	(367-1-011-2)	土石流	○		熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
311	八反嶋 2	(D-367-0029)	土石流	○		熊本県告示第 244 号	令和 6 年 3 月 1 日
312	八反嶋 1	(D-367-0028)	土石流	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日
313	畑木田 1	(D-367-0030)	土石流	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日
314	畑木田 2	(D-367-0031)	土石流	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日
316	龍ノ原	(K-367-0056)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日
317	東農正	(K-367-0057)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日
318	尾畑	(K-367-0058)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日
321	山田	(K-367-0061)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日
322	東山田	(K-367-0062)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日
323	東小代	(K-367-0063)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日

長山

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
58	長山川（長山小原1）	(367-2-001)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
59	小原（長山小原2）	(367-2-002)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
166	東-1	(367-1-020-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
167	東-2	(367-1-020-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
168	東-3	(367-1-020-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
173	草村	(367-1-030)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
174	辻(辻1)	(367-1-031)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
195	長山東-1	(367-2-022-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
196	長山東-2	(367-2-022-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
197	薬師寺1（薬師坂1）-1	(367-2-023-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
198	薬師寺1（薬師坂1）-2	(367-2-023-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
199	薬師寺1（薬師坂1）-3	(367-2-023-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
200	薬師寺1（薬師坂1）-4	(367-2-023-4)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
201	薬師寺2（薬師坂2）	(367-2-024)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
210	待瀬-1	(367-2-041-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
211	待瀬-2	(367-2-041-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
212	徳太-1	(367-2-042-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
213	徳太-2	(367-2-042-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
214	辻(辻2)-1	(367-2-043-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
215	辻(辻2)-2	(367-2-043-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
248	後田2	(367-1033)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
261	水口1	(D-367-0026)	土石流	○		熊本県告示第 178 号	令和 6 年 2 月 26 日
263	辻2	(D-367-0025)	土石流	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日
264	水口2	(D-367-0027)	土石流	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日
313	畑木田1	(D-367-0030)	土石流	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日
314	畑木田2	(D-367-0031)	土石流	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日
318	尾畑	(K-367-0058)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 245 号	令和 6 年 3 月 1 日

久重

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
60	山付川3－1	(367-2-003-1)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
61	山付川3－2	(367-2-003-2)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
62	山付川1	(367-2-004)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
63	山付川2	(367-2-005)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
64	久重	(367-2-006)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
65	野中（八角目4）	(367-2-007)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
66	八角目1－1	(367-2-008-1)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
67	八角目1－2	(367-2-008-2)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
68	八角目2	(367-2-009)	土石流	○		熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
69	八角目3	(367-2-010)	土石流	○	○	熊本県告示第 256 号	平成 26 年 3 月 25 日
94	琵琶瀬－1	(367-1-014-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
95	琵琶瀬－2	(367-1-014-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
96	琵琶瀬－3	(367-1-014-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
97	荒井－1	(367-1-016-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日

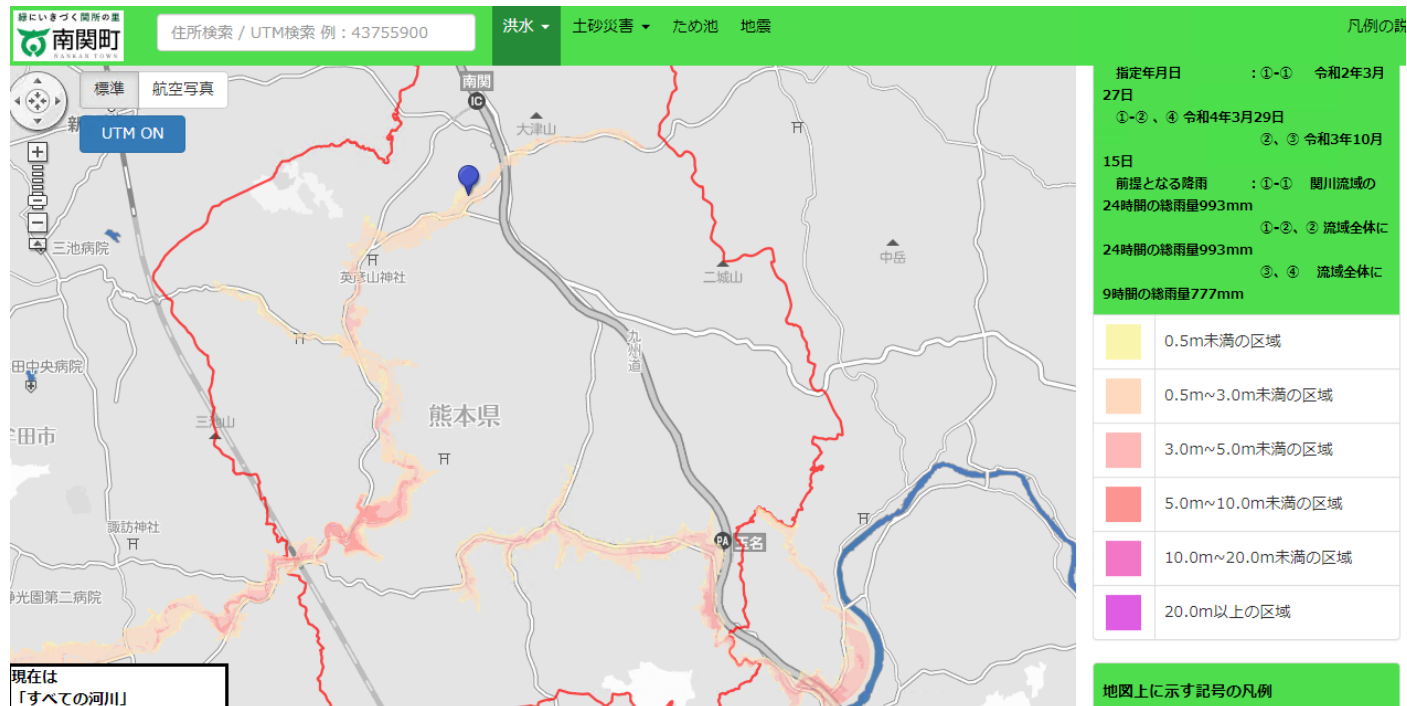
98	荒井－2	(367-1-016-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
99	荒井－3	(367-1-016-3)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
116	打越	(367-2-015)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
117	内畑－1	(367-2-019-1)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
118	内畑－2	(367-2-019-2)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
119	蒼門寺（普門寺）	(367-2-020)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
131	陣平	(367-2-054)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
151	城尾	(367-1010)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
152	菖蒲谷	(367-1011)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
153	小場	(367-1012)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
155	鑓鞆迫 1	(367-2002)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
156	鑓鞆迫 2	(367-2003)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
157	筒井迫	(367-2004)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
160	落合	(367-1-015)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
191	蕨谷	(367-2-016)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
192	中尾 1	(367-2-017)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
193	中尾敷（中屋敷）	(367-2-018)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
228	坂本 1	(367-1013)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
229	坂本 2	(367-1014)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
230	百堂	(367-1015)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
260	葭谷	(D-367-0011)	土石流	○		熊本県告示第 178 号	令和 6 年 2 月 26 日
262	百堂	(D-367-0014)	土石流	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日
265	八角目	(K-367-0017)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日
266	小屋尾	(K-367-0033)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日
267	荒井 2	(K-367-0034)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日
268	仲田	(K-367-0036)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日
269	大門	(K-367-0037)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日
270	栗河内	(K-367-0038)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日
294	陣の平	(J-367-3003)	地滑り	○		熊本県告示第 241 号	令和 6 年 3 月 1 日
298	鑓鞆迫	(D-367-0013)	土石流	○	○	熊本県告示第 243 号	令和 6 年 3 月 1 日

上長田

指定順	区域名	番号	自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示番号	告示年月日
165	相浦(柳浦)	(367-1-019)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
233	坂本 3	(367-1018)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 267 号	平成 27 年 3 月 20 日
271	岡	(K-367-0039)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日
272	坂本 4	(K-367-0041)	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第 179 号	令和 6 年 2 月 26 日

※ 熊本県「県内の土砂災害警戒区域等指定状況」より引用

洪水浸水想定区域

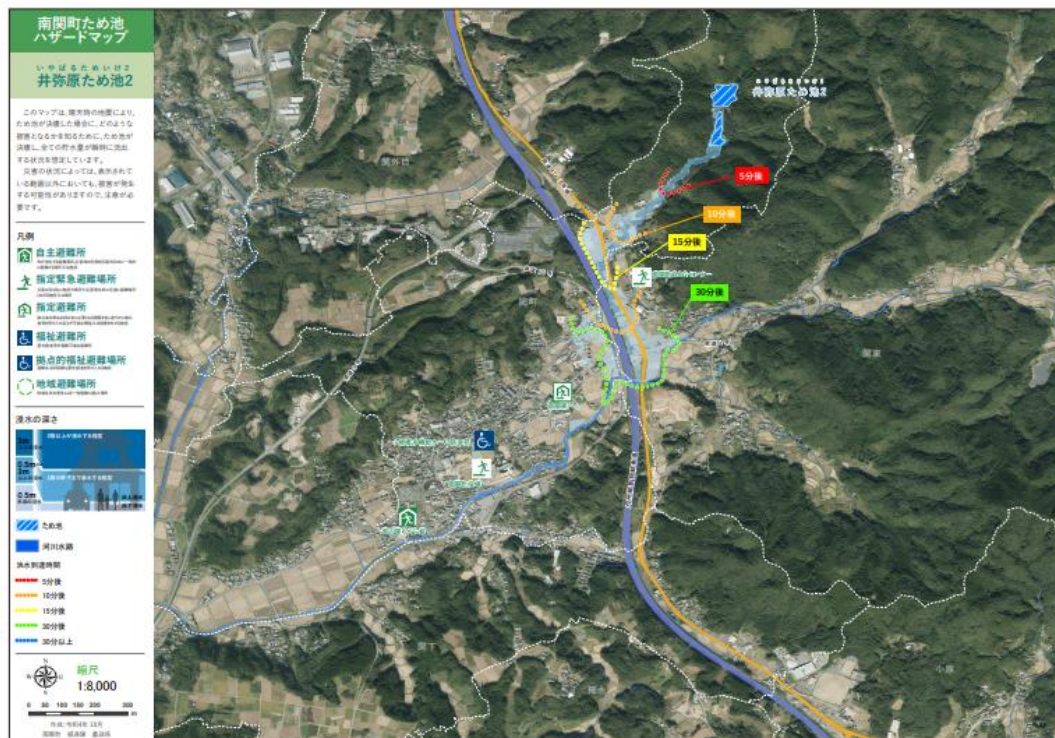


浸水想定区域は、南関町「ハザードマップ」で公開されている。URL は、以下のとおりである。
<https://www.town.nankan.lg.jp/bosai/bosaijoho/hazardmap/>

ため池



ため池ハザードマップは、南関町「総合防災マップ (Web 版)」で公開されている。URL は、以下のとおりである。
<https://www.town.nankan.lg.jp/bosai/bosaijoho/hazardmap/>

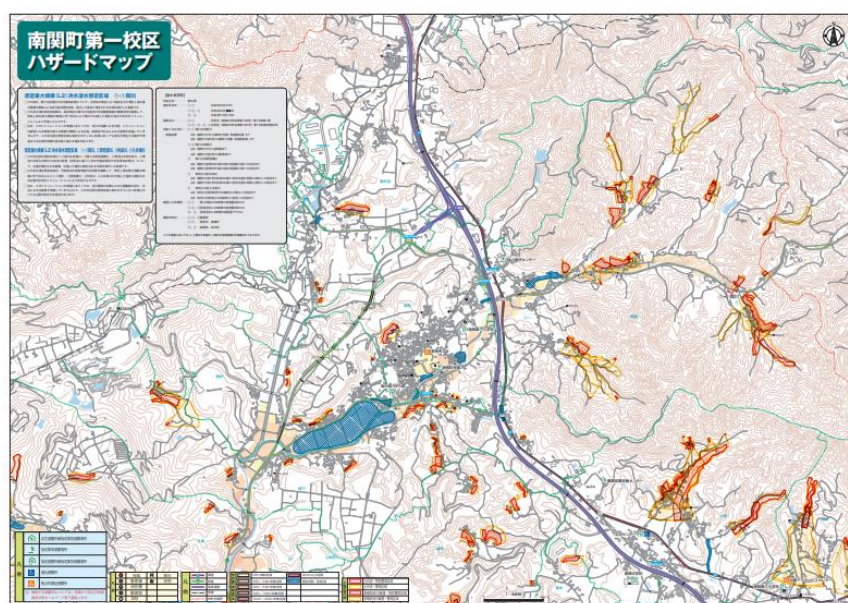


※ ため池ハザードマップは「南関町 経済課」で公開されている。

熊本県(農村振興局所管)が管理する地すべり防止区域指定箇所(南関町抜粋)

名称	所在地		面積	告示年月日	告示番号
	地域	字			
陣の平	玉名郡南関町久重、関下	野中、荒田浦、松ヶ浦、菖蒲谷…大字久重 陣平、鍋川…大字関下	90.52	昭和 48 年 3 月 30 日	農林省告示第 751 号

ハザードマップ



土砂災害警戒区域や浸水想定区域は、「南関町総合防災マップ」「南関町総合防災マップ (Web 版)」で公開されている。また、校区ごとのハザードマップも作成している。

南関町防災アプリ「Hazardon」



土砂災害警戒区域や浸水想定区域など幅広い内容の確認ができる。防災アプリ「Hazardon」は App Store または Google Play よりダウンロードが可能。

緊急離着陸場予定地および発着基準

自衛隊及び緊急消防援助隊並びに熊本県防災消防航空隊等によるヘリコプターによる救助活動のため、下記の緊急離着陸場の設定する

緊急離着陸場	離着陸所在地	施設住所	地積	座標
南関第一小学校	関町 188	関町 188	85m × 40m	北 33. 06253 東 130. 54671
南関第二小学校	高久野 754-1	高久野 754	60m × 80m	北 33. 02605 東 130. 53139
南関第三小学校	相谷 1744-1	相谷 1800	90m × 40m	北 33. 04291 東 130. 57584
南関第四小学校	上坂下 3528	上坂下 3528	77m × 30m	北 33. 01687 東 130. 55947
南関中学校	小原 2121-1	小原 2121-1	130m × 110m	北 33. 04187 東 130. 5619
農村広場	小原 1857	小原 1847	125m × 130m	北 33. 05028 東 130. 55820
大津山グラウンド	関東 922-1、922-4	関東 934-2	70m × 58m	北 33. 06836 東 130. 54901
防災広場	関町 8-5、1441-1	関町 8-5、1441-1	58m × 75m	北 33. 05935 東 130. 54252

ヘリコプター発着場の設置基準

機 種	昼 間	夜 間
小型ヘリコプター（2 人乗り）	直径 30m	直径 45m
中型ヘリコプター（10 人乗り）	直径 50m	直径 75m
大型ヘリコプター（20 人乗り）	50m × 75m	75m × 100m
大型ヘリコプター（40 人乗り）	100m × 100m	100m × 100m

危険物等

1. 危険物製造所等の現況

(1) 製造所等の件数

消防本部	合計	製造所	貯蔵所								取扱所						事業所
			小計	屋内貯蔵庫	貯蔵所屋外タンク	貯蔵所屋内タンク	貯蔵所地下タンク	貯蔵所簡易タンク	貯蔵所移動タンク	屋外貯蔵庫	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱書	
有明広域 行政事務組合	484	7	257	61	72	6	80	2	30	6	220	119				101	343

(2) 危険物大量保有事業所：消防法に掲げる指定数量の 5,000 倍以上の危険物を製造、貯蔵又は、取扱う事業所

南関町該当なし

2. 高圧ガス製造事業所等の現状

(1) 製造事業所等の南関町における件数

令和 2 年 4 月 1 日現在

南 関 町	一般高圧ガス				一般高圧ガス 液化石油ガス (LP)				液化石油ガス (LP)				冷凍 (アンモニア)	
	第一種 製造	第二種 製造	第一種 貯蔵庫	第二種 貯蔵庫	第一種 製造	第二種 製造	第一種 貯蔵庫	第二種 貯蔵庫	第一種 製造	第二種 製造	第一種 貯蔵庫	第二種 貯蔵庫	第一種 製造	第二種 製造
	3	4	1	4					1		2			

(2) 一般高圧ガス・液化石油ガス第一種製造所（可燃性ガス・毒性ガス）

事業所名称	事業所所在地	製造区分
有限会社三光産業 LPG 充填書	玉名郡南関町関外目字松田 1510	液石

(3) 一般高圧ガス・液化石油ガス第一種貯蔵所（※不活性ガス除く）

事業所名称	事業所所在地	製造区分
ネクサス株式会社	玉名郡南関町下坂下 1683 番地 4	液石
エイティー九州株式会社	玉名郡南関町下坂下 1860 番地 1	液石
F-WAVE 株式会社 熊本工場	玉名郡南関町肥猪 4003-1	一般

3. 火薬類製造事業所・ガス施設・危険物、各種ガス施設（特殊災害対策計画対象地域）

南関町該当なし

4. 主要資器材保有状況

有明広域 行政事務組合	消防ポンプ					合計
	普通消防ポンプ 自動車	水そう付消防 ポンプ自動車	はしご付 消防自動車	化学自動車	救急車	
	3	10	2	1	12	28

災害拠点病院、災害派遣医療チームの状況

1. 災害拠点病院の指定状況（令和2年2月13日現在）

（1）災害拠点病院とは、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓として、災害時の医療体制を確保するため、熊本県で指定する医療機関のこと、ここでは、南関町の属する有明圏について掲載します。具体的には、下表のとおり。

「地域災害拠点病院」二次保健医療圏毎に1～3か所

「基幹災害拠点病院」県全体を包括する病院として1か所指定している。

（地域災害拠点病院）

二次保健医療圏	医療機関名	所在地	病床数	指定年月日	チーム数
有明	くまもと県北病院	玉名市玉名 550	402	R3.3.1	3
	荒尾市民病院	荒尾市荒尾 2600	274	R2.2.13	1

（基幹災害拠点病院）

二次保健医療圏	医療機関名	所在地	病床数	指定年月日
全圏域	熊本赤十字病院	熊本市東区長峰南 2-1-1	490	H9.3.27

（2）災害拠点病院が有すべき機能

- ①災害時に多数発生する重症患者への医療を行うための高度な診療機能
- ②被災地からの患者の受入、搬出を行う広域搬送機能
- ③自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- ④地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能
- ⑤基幹災害拠点病院は、災害医療に関する訓練・研修機能

災害派遣精神医療チームの状況

1 災害派遣精神医療チーム（DPAT）とは

自然災害等が発生した場合に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことです。

※DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）

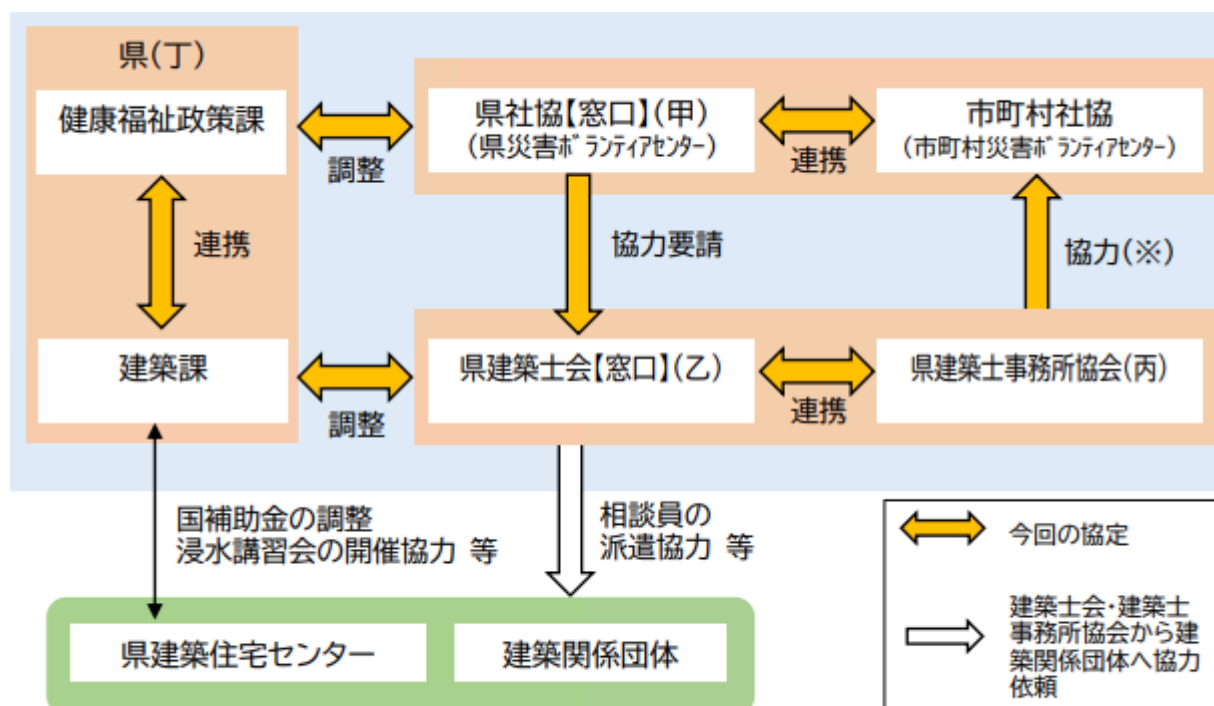
2 協定の締結（締結日 平成29年6月28日）

公益社団法人熊本県精神科協会の協力を得て、県内の精神科病院と、被災地への派遣に備えた、それぞれの役割、活動内容、派遣費用の負担等についての協定を締結した。（先遣隊6チーム、後続隊17チーム）

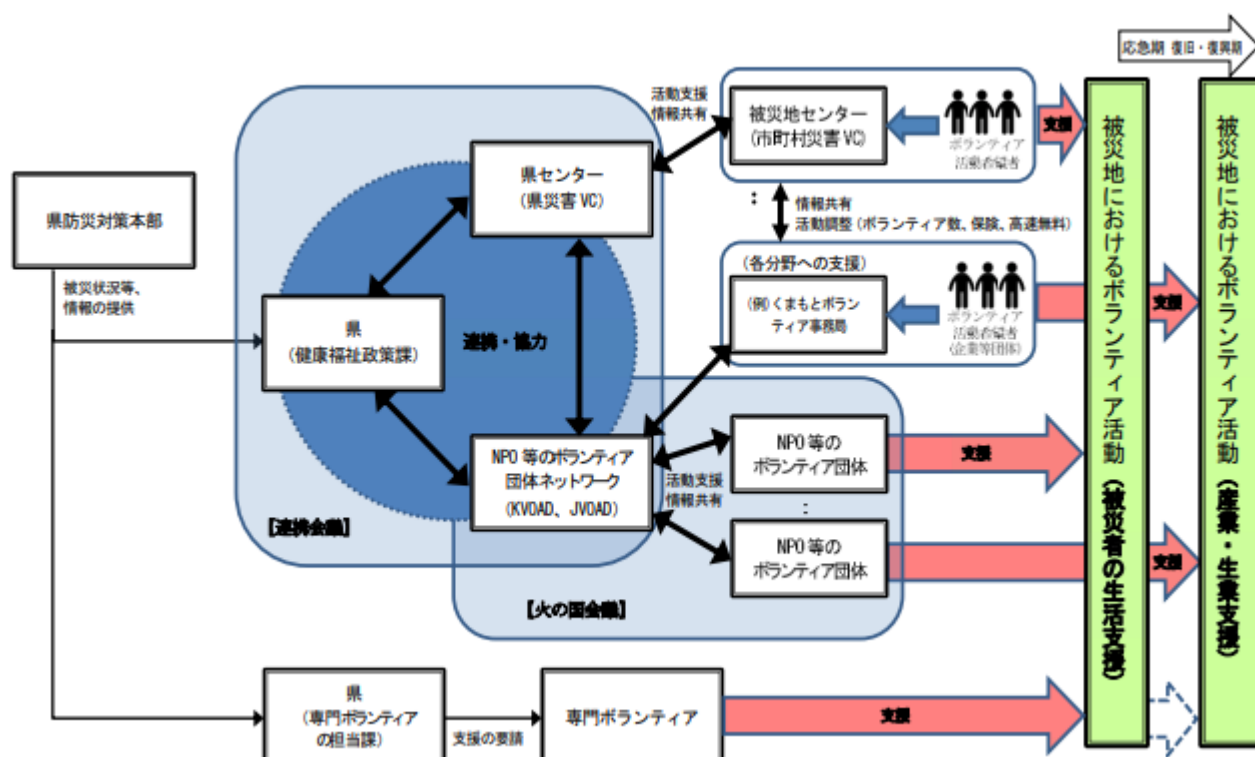
熊本県災害派遣精神医療チーム「熊本DPAT」登録一覧（南関町付近）

医療機関名	先遣隊	後続隊
医療法人信和会 城ヶ崎病院		1
医療法人洗心会 荒尾こころの郷病院		0

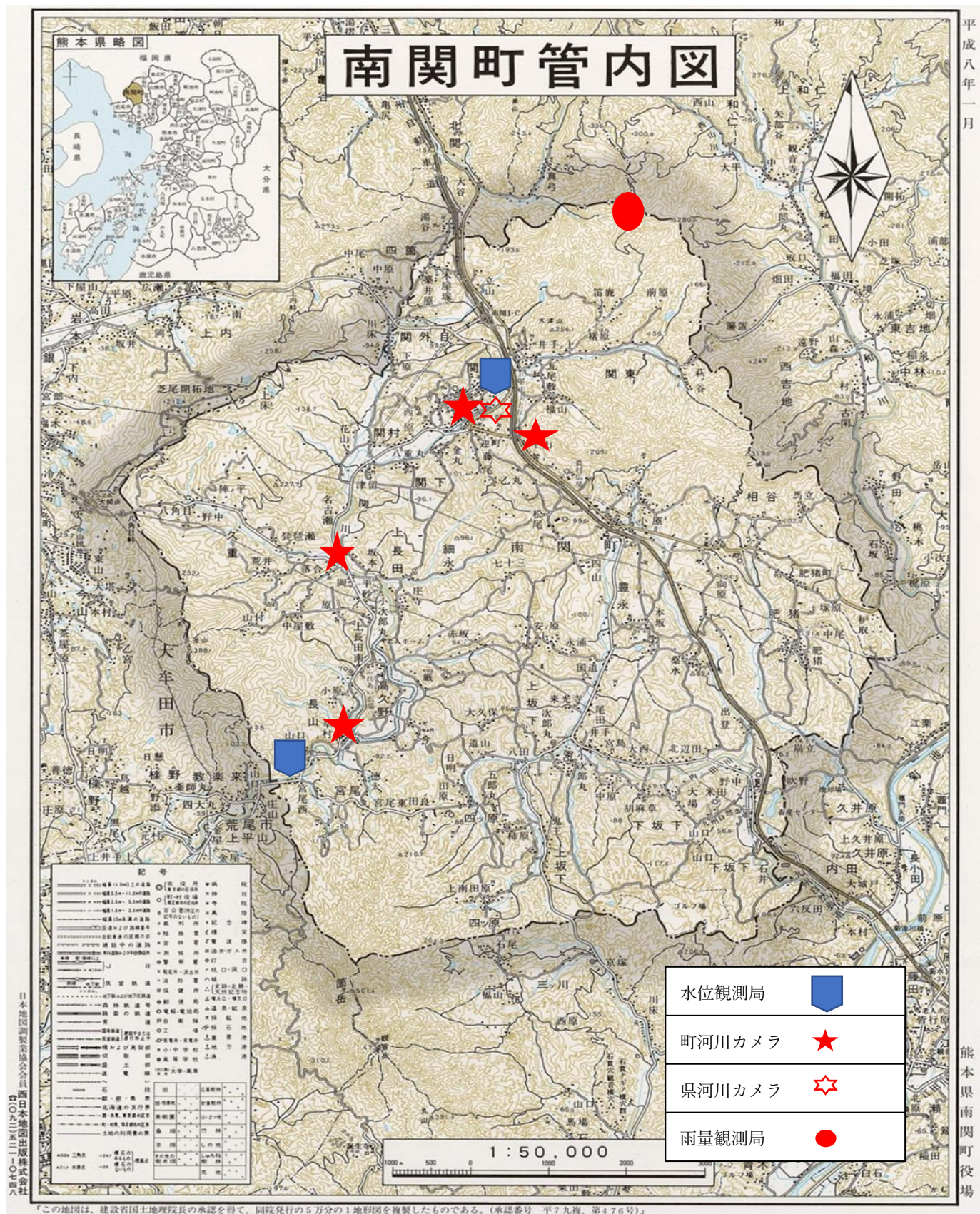
災害ボランティア



※協力に関する費用は、別途協議の上決定する。

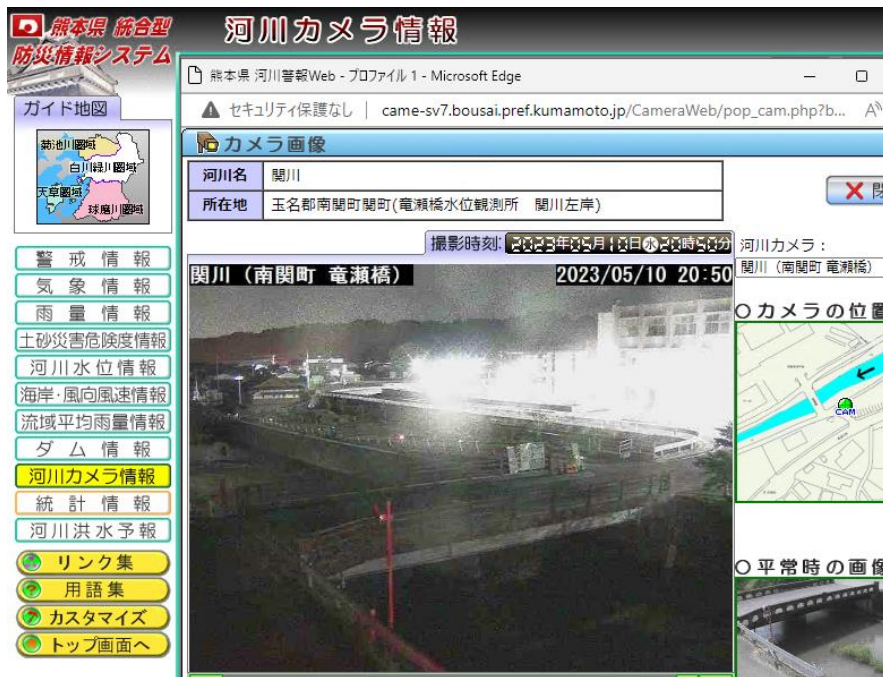


気象観測施設一覧



河川カメラ

○熊本県設置河川カメラ



関川河川カメラは「熊本県統合型防災情報システム」で公開されている。

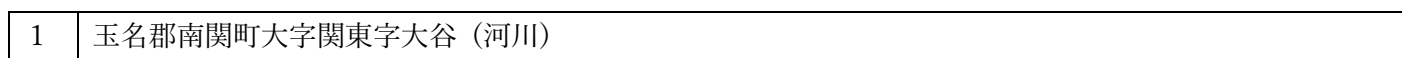
○南関町設置防災カメラ



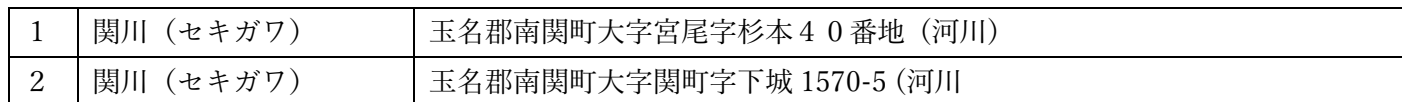
令和2年7月豪雨により浸水した箇所には、防災カメラを設置している。

南関町防災カメラは「南関町ホームページ」に掲載されている。

○雨量観測局の設置箇所

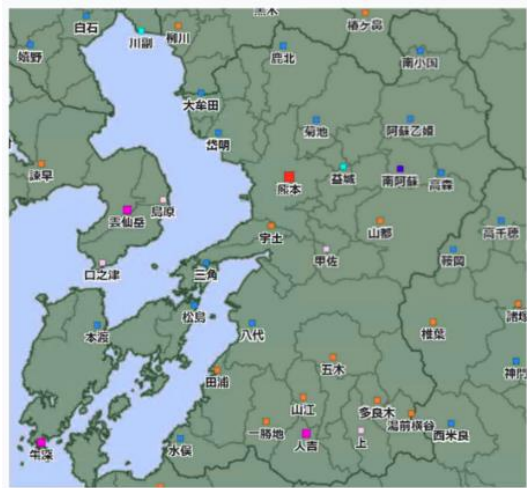


○水位観測局の設置箇所



52

熊本地方気象台気象観測所



シンボル	観測所の種類	観測要素
■	気象台	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧
■	測候所・特別地域気象観測所	気温・降水量・風向風速・日照時間・湿度・気圧
■	地域気象観測所（アメダス）	降水量
■	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）・積雪深
■	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）
■	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間（推計）・湿度
■	地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速

熊本県内の気象観測所 令和4年1月1日現在

※南関町付近の気象観測所

観測所名		流域河川名	所在地
地域 気象観測所	鹿北	岩野川	山鹿市鹿北町岩野
	岱明	菊池川	玉名市岱明町

※ 気象庁より引用

重要水防箇所（県知事管理区間河川の部）

番号	河川名	ランク	所在地	延長 (m)	予想される 危険	対水防 工法
1	関 川 右岸 左岸	A	荒尾市下井手 ～南関町宮尾	5,800 5,800	堤防高不足	積み土のう工
2	関 川 右岸 左岸	A	南関町関下 ～	840 840	〃	〃
3	関 川 右岸 左岸	B	南関町上長田 ～高久野	5,500 5,500	法崩れすべり	補強
4	内田川 右岸 左岸	B	南関町下坂下 ～	200 200	堤防高不足	積み土のう工
5	関 川 右岸 左岸	B	南関町関下 ～	710 710	〃	〃
6	関 川 右岸 左岸	B	南関町関町 ～関東	1,540 1,540	〃	〃
7	琵琶瀬川 右岸 左岸	B	南関町久重 ～	2,825 2,825	〃	〃
8	内田川 右岸 左岸	C	南関町下坂下 ～四ツ原	2,200 2,200	〃	〃
9	関 川 右岸 左岸	C	南関町関東 ～	2,610 2,610	〃	〃

※ 熊本県資料より引用

全国瞬時警報システム(J-ALERT)通報基準及び文言一覧

情報 No.	大分類	小分類	① 放送 自動/手動	冒頭喚起音			放送メッセージ (消防庁より支給。 原則、変更不可。)
				① 有事 サイレン 14 秒	② 喚 起 音	③ 消 防 サイ レン	
1	国民保護関係 情報	武力攻撃事態における警報 (ゲリラ等による攻撃) 攻撃対象地域	自動	○			(放送例) (有事サイレン 14 秒吹鳴) 「ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。 当地域にゲリラ攻撃の可能性があります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてくださ い。」×3回 こちらは、防災南関町役場です。 (下り4音チャイム)
4		武力攻撃予測事態における警 報(航空攻撃) 攻撃対象地域	自動	○			
7		弾道ミサイル攻撃に係る警報 攻撃地域	自動	○			
A		緊急対処事態における警報 (大規模テロ) 攻撃対象地域	自動	○			
12	緊急地震速報 (到達に 20 秒 以上かかる場 合のみ)	推定震度 5 弱	自動		○		(放送例) (緊急地震速報チャイム音) 「緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地 震です。」×3回 こちらは、防災南関町役場です。 (下り4音チャイム)
13		推定震度 5 強	自動		○		
14		推定震度 6 弱	自動		○		
15		推定震度 6 強	自動		○		
16		推定震度 7	自動		○		
25	震度速報	震度 4	自動				(放送例) (上り4音チャイム) こちらは、防災南関町役場です。 「震度4の地震が発生しました。火の始末をして下 さい。 テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動して下さ い。」×3回 こちらは、防災南関町役場です。 (下り4音チャイム)
26		震度 5 弱	自動				
27		震度 5 強	自動				
28		震度 6 弱	自動				
29		震度 6 強	自動				
30		震度 7	自動				
40	気象情報	■、▲、● (下記項目から選択) □大雨 □暴風 □暴風雪 □大雪 □洪水	手動				(放送例) (上り4音チャイム) こちらは、防災南関町役場です。「当地域に■、▲ ▲、●警報がでました。 今後の気象情報に注意して下さい」×3回 こちらは、防災南関町役場です。(下り4音チャイム)
42		指定河川洪水警報	自動				(放送例) (上り4音チャイム) こちらは、防災南関町役場です。「特別警報が発表さ れました。 周囲の状況を見て、避難行動をとってください。」×3回 こちらは、防災南関町役場です。(下り4音チャイム)
43		土砂災害警戒情報	自動				
44		記録的短時間大雨情報	自動				
45		竜巻注意情報	自動				
46		特別警報 (大雨単独以外)	自動		○		(放送例) (上り4音チャイム) こちらは、防災南関町役場です。「当地域に大雨特別 警報が発表されました。 周囲の状況を見て、避難行動をとってください。」×3回 こちらは、防災南関町役場です。(下り4音チャイム)
47		特別警報 (大雨単独)	自動		○		

衛星回線

本町には、熊本県および県下市町村を繋ぐ、衛星電話が導入されている。

1	県防災用 IP 電話
2	県防災用無線電話

防災行政無線 屋外子局

本町では、令和 3 年より防災行政無線屋外子局を導入している。

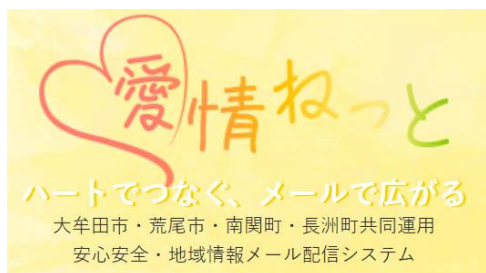
機 器	数
親局	1
再送信子局	3
屋外子局	29

防災行政無線 戸別受信機

本町では、令和 4 年より防災行政無線戸別受信機を導入している。



愛情ねっと(登録制メール)



本町では、登録制メール「愛情ねっと」を導入している。

気象関係資料

台風

○九州北部地方（山口県を含む）への台風接近数（過去10年間）

年・月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2024	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	1
2023	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
2022	—	—	—	—	—	—	2	1	2	—	—	—	5
2021	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—	—	—	3
2020	—	—	—	—	—	—	—	1	2	—	—	—	3
2019	—	—	—	—	—	1	—	2	1	1	—	—	5
2018	—	—	—	—	—	—	2	4	2	1	—	—	9
2017	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	—	—	4
2016	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—	—	3
2015	—	—	—	—	1	—	2	1	—	—	—	—	4
合計	—	—	—	—	1	1	8	14	11	6	—	—	41
平均					0.1	0.1	0.8	1.4	1.1	0.6			年間 4.1 回

○台風接近数の平年値（全数値）

地方	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
九州北部地方				0.0	0.1	0.3	0.8	1.1	1.1	0.4			3.8

※国土交通省 気象庁より引用

気象庁:キキクル(危険度分布)

雨天レーダーや、災害の危険度の色分けにより付近の危険度を見る事が出来る。

[あなたの街の防災情報](#)
[熊本県](#)
[南関町](#)

[全国](#)
[熊本県](#)
[南関町の防災情報](#)
[広告非表示](#)

雨雲の動き

2023年05月24日20時15分

詳しく見る

浸水キキクル (危険度分布)

2023年05月24日20時00分

詳しく見る

災害等の発生状況

熊本県北地方の主な自然災害

年 月 日			被害の種類	被害の地域	人的被害			住家被害					備 考
					死者（行方不明者）	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	
S 3 7	7	3～9	豪雨による水害	県北部特に山間地	18（1）	12		22	39	59	2,128	10,656	南関 1,117mm 熊本 638mm、山鹿 1,399mm 鹿北 1,399mm、内牧 781mm
S 4 5	4～7		長雨による水害	県下全域特に県北地方	0	0	0	0	1	1	19	512	
S 5 9	1	18～19	雪害	県中部・北部地方 阿蘇地方		1				4			熊本 12cm、菊陽 35cm、玉名 18cm ビニールハウス被害甚大
H 1 1	9	1～3	豪雨による水害	県北部	3			1		11	47	563	内田 493mm、苓北 55mm/h 内田 52mm/h、立門 51mm/h
H 2 2	6～7	28～3	豪雨による水害	県下全域特に県北部	17	10	18	106	111	329	3,054	4,599	阿蘇乙姫 708 mm、阿蘇乙姫 67 mm/h 牛深 62.5 mm/h
H 1 6	8	29～30	台風第 16 号	県下全域		2	4	1	3	75	15	45	最大瞬間風速 阿蘇山 48.1m/s 熊本市 29.6m/s
H 1 6	9	6～7	台風第 18 号	県下全域	1	12	129	27	206	13,569	7	59	最大瞬間風速 阿蘇山 57.1m/s 熊本市 47.4m/s
H 1 6	9	28～29	台風第 21 号	県下全域		3	7		3	653		9	最大瞬間風速 熊本市 33.0m/s
H 1 6	10	19～20	台風第 23 号	県下全域		2	2			63			最大瞬間風速 阿蘇山 36.8m/s 熊本市 26.0m/s
H 1 7	7	4～10	梅雨大雨による水害	県下全域				1	1	34	111	12	日降水量 南小国 306mm 鹿北 268mm
H 1 7	9	5～6	台風第 14 号	県下全域		4	3	1	3	51	97	41	最大瞬間風速 人吉 41.9m/s 阿蘇山 34.4m/s
H 1 8	7	19～24	梅雨前線	県下全域		1	3	7	5	11	193	632	日降水量 水俣 390mm 一勝地 379mm（球磨村）
H 1 8	9	17～18	台風 13 号	県下全域		7	7		2	65			最大瞬間風速 牛深 43.0m/s 阿蘇山 38.1m/s
H 1 9	7	6～12	梅雨前線	県下全域	1	1	2	9	6	21	80	643	—
H 2 0	6	19～22	梅雨前線豪雨	県下全域	1					3	42	283	1 時間雨量 山江 78.0mm・湯前横谷 69.5mm 4 日間総雨量 甲佐 437.5mm
H 2 1	7	20～26	梅雨前線豪雨	県北地域				1			1	18	—
H 2 4	7	12	豪雨による水害	県下全域特に県北部	25	4	7	169	1293	35	547	1,367	1 時間雨量 阿蘇乙姫 108mm 五木 98.5mm 阿蘇山 94.5mm
H 2 7	6	10～11	梅雨前線	県下全域			1			3	26	186	1 時間雨量 三角 63mm 本渡 57.5mm
H 2 7	8	24～25	台風第 15 号	県下全域	1	5	25	2	32	1,226	4	27	最大瞬間風速 熊本市 41.9m/s
H 2 8	4	14～	熊本地震	県下全域	268	1,186	1,550	8,642	34,393	155,205			※人的被害は R3.4.13 現在

H 2 8	6	19 ～ 25	大雨	県下全域	6	2	4	25	122	54	365	1,017	1 時間雨量 甲佐 150mm 宇土 122mm 三角 104mm 熊本 94mm
H 2 9	7	3～ 7	台風第 3 号	県下全域			5			7			最大瞬間風速 三角 36m/s 本渡 32.7m/s
H 2 9	7	5～ 13	梅雨前線	県下全域				1	4	21	2	14	1 時間雨量 鹿北 72mm 山都 72mm 阿蘇山 71.5mm
H 2 9	9	16 ～ 18	台風第 18 号	県下全域		1	1				1	1	最大瞬間風速 阿蘇山 29.2m/s 牛深 23.8m/s
H 3 0	7	5～ 8	平成 30 年 7 月豪雨	県下全域		1			3	4	4	89	5 日～8 日の降水量 五木 520.0mm 山江 436.5mm 鹿北 408.0mm 田浦 405.0mm
H 3 1	1	3	地震	県北部地方		1	3			60			和水町、震度 6 弱
R 2	7	4～	令和 2 年 7 月豪雨	県下全域	65 (2)	15	36	1,491	3,109	2,062	290	426	熊本県で初めての大雨特別警報発表 南関町では、4～12 日まで 8 日間に渡る豪雨となった。本町では、大雨警報・洪水警報・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報が発表された。
R 3	8	11 ～ 18	集中豪雨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	南関町では、11～18 日まで 7 日間に渡る豪雨となった。本町では、大雨警報・洪水警報・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報が発表された。

※ 熊本県地域防災計画（資料編）より引用



《令和 2 年 7 月豪雨：倒壊家屋から住民を救出（南関町）》

災害時協定

熊本県	・防災情報ネットワークシステム防災端末装置の管理運営 ・熊本県防災消防ヘリコプターによる応援 ・職員派遣 ・車両及び資器材の提供支援 ・その他必要な支援
熊本県玉名地域振興局	・職員派遣 ・車両及び資器材の提供支援 ・その他必要な支援
有明広域行政事務組合	・職員派遣 ・車両及び資器材の提供支援 ・その他必要な支援
国土交通省九州地方整備局	・緊急災害対策派遣隊の派遣 ・衛星通信の確保 ・災害応急措置 ・現地情報連絡担当館の派遣

熊本県及び県下市町村	・職員派遣 ・車両及び資器材の提供支援 ・その他必要な支援
大牟田市	・職員派遣 ・物資供給支援 ・給食給水支援 ・救援救助支援 ・医療支援 ・防疫支援 ・応急復旧支援 ・施設の提供支援 ・その他必要な支援
柳川市	・職員派遣 ・物資供給支援 ・給食給水支援 ・救援救助支援 ・医療支援 ・防疫支援 ・応急復旧支援 ・施設の提供支援 ・その他必要な支援
みやま市	・職員派遣 ・物資供給支援 ・給食給水支援 ・救援救助支援 ・医療支援 ・防疫支援 ・応急復旧支援 ・施設の提供支援 ・その他必要な支援

荒尾市	・災害対策本部設置予定場所の被災に伴う場所提供および資器材提供 ・職員派遣 ・物資供給支援 ・給食給水支援 ・救援救助支援 ・医療支援 ・防疫支援 ・応急復旧支援 ・施設の提供支援 ・その他必要な支援
長洲町	・災害対策本部設置予定場所の被災に伴う場所提供および資器材提供 ・職員派遣 ・物資供給支援 ・給食給水支援 ・救援救助支援 ・医療支援 ・防疫支援 ・応急復旧支援 ・施設の提供支援 ・その他必要な支援
和水町	・災害対策本部設置予定場所の被災に伴う場所提供および資器材提供 ・職員派遣 ・物資供給支援 ・その他必要な支援
玉東町	・災害対策本部設置予定場所の被災に伴う場所提供および資器材提供 ・職員派遣 ・物資供給支援 ・給食給水支援 ・救援救助支援 ・医療支援 ・防疫支援 ・応急復旧支援 ・施設の提供支援 ・その他必要な支援
玉名市	・災害対策本部設置予定場所の被災に伴う場所提供および資器材提供 ・職員派遣 ・物資供給支援 ・その他必要な支援

災害対策用資器材一覧

1 防災倉庫備蓄

番号	防災用資材名	数 量
1	土のう袋	4, 9 0 0
2	ブルーシート	2 9
3	杉杭	1 5 0
4	トラロープ	1
5	スコップ	1 2
6	フォーク	3
7	掛矢	6
8	ツルハシ	3
9	投光機	1 3
1 0	延長コード	1 4
1 1	毛布	2 9 0
1 2	オイルフェンス	4
1 3	折りたたみ式テント	1
1 4	テント	2
1 5	発電機付バルーン	3
1 6	発電機	4
1 7	下水道用簡易トイレ	7
1 8	段ボールベッド	8 4
1 9	間仕切り	5
2 0	パーソナルテント	2 0
2 1	4 5 cm アルミ羽根 工場扇	1 0
2 2	避難用プライベート間仕切りテント	1 0 0
2 3	防災用スタンドライトセット	5
2 4	屋外用段積リール	1 0
2 5	マスク	4 0 0 0
2 6	ペーパーカップ	1 2 0 0
2 7	生理用品	4 9 8
2 8	カウンターパーテーション	1 2
2 9	扇風機	1 1
3 0	フェイスシールド	3 0 0
3 1	電気ポット	2
3 2	折り畳みコンテナ	7
3 3	スリッパ	4 8
3 4	カセットコンロ	2
3 5	クリニカデンタルリンス	2 0
3 6	男性用肌着	上下 1 0 着
3 7	女性用肌着	1 0
3 8	防塵マスク	2 0 0
3 9	血圧計	1
4 0	カセットボンベ	1 2
4 1	バスタオル	5 0
4 2	消毒液	2 5
4 3	マンホールトイレ	1 0
4 4	パーソナルテント	2 0

2 福祉避難所備蓄

番号	防災用資材名	数 量
1	アルミ製防災倉庫	1
2	二つ折担架	2
3	移動式炊飯器	1
4	移動かまど	1
5	折りたたみ式リヤカー	1
6	災害用ワンタッチテント	3
7	発電機	1
8	発電式投光機セット	1

9	折りたたみ式車いす	6
10	ハンド型メガホン	2
11	救助工具箱	1
12	アルミカート	1
13	ガソリン携行缶	2
14	ポータブルトイレ	1
15	歩行器	1
16	杖	5
17	簡易ベッド	3
18	アルミベンチ	2
19	スーパーLED 強カライト	1
20	防火タオルケット	3
21	災害用食器セット	1
22	簡易寝袋	10
23	真空パック毛布	10
24	プライベートルーム	15
25	マット	2
26	生理用品	10
27	まるごとオムツ	10
28	タオル、下着セット	10
29	中型救急箱	1
30	糞尿処理セット	13
31	水（2ℓ）	350
32	トイレットペーパー	10
33	消毒用スプレー	10

3 その他

機械その他

1	ドローン（庁舎）	2
2	ポケットーク（庁舎）	5
3	移動式エアコン（ふれあい広場）	2
4	畳（ふれあい広場、B & G 海洋センター、南町民センター、交流センター）	80
5	ペレットストーブ	1
6	排水ポンプ	2

食料品

本・食

1	水（ペットボトル500ml）（賞味期限 2031.7）	2, 376
2	缶入り乾パン（賞味期限 2026.8）	96
3	バランスクッキー（賞味期限 2029.1）	100
4	カレーライス（賞味期限 ）	200
5	ポカリスエット	864
6	水（2リットル）	12
7	非常食パン	3, 000

その他資料

り災証明願

証 明 願

物件の所在地

所有者

被災年月日 令和 年 月 日

災害の名称

災害の状況

上記のとおり相違ない事を証明願います。

令和 年 月 日

願 人 住 所

氏 名

㊞

電話番号

南関町長 様

り 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	
------	--

被災住家の所在地	
住家の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
特記事項	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急処理等の対象となる住家）

住家以外の 特記事項	
---------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

南関町長



災害発生報告書

災害情報			
災 害 の 種 別		災害発生日時	
災 害 発 生 場 所			
発 信 期 間		受 信 期 間	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 期		令和 年 月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			

(注意)

災害状況は次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。

- 1 人的被害については、死者、行方不明、重症者軽症者ごとに個人別に年齢、性別、住所及びその概要（発生日時、場所、その他）
- 2 雨量、風向、風速、水位
- 3 交通機関の状況（バス、鉄道、航空機の運休状況）
- 4 道路の規制状況
- 5 避難命令の準備、勧告、避難所開設の状況
- 6 河川、溜池の護岸堤防、その他の公共施設の危険状況
- 7 消防機関等の準備、出動状況
- 8 自衛隊派遣要請の必要の有無